

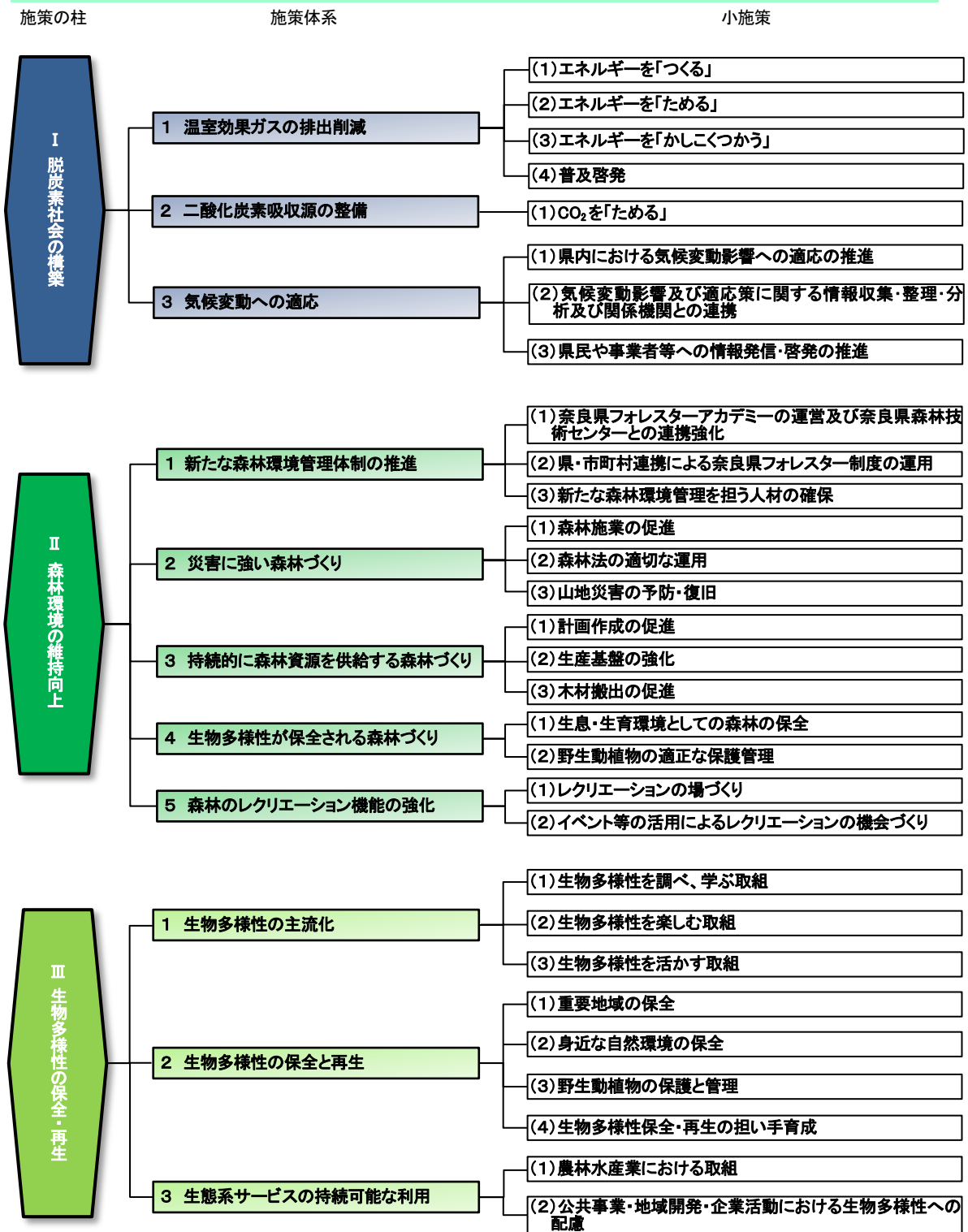
## 第5編 環境分野別施策

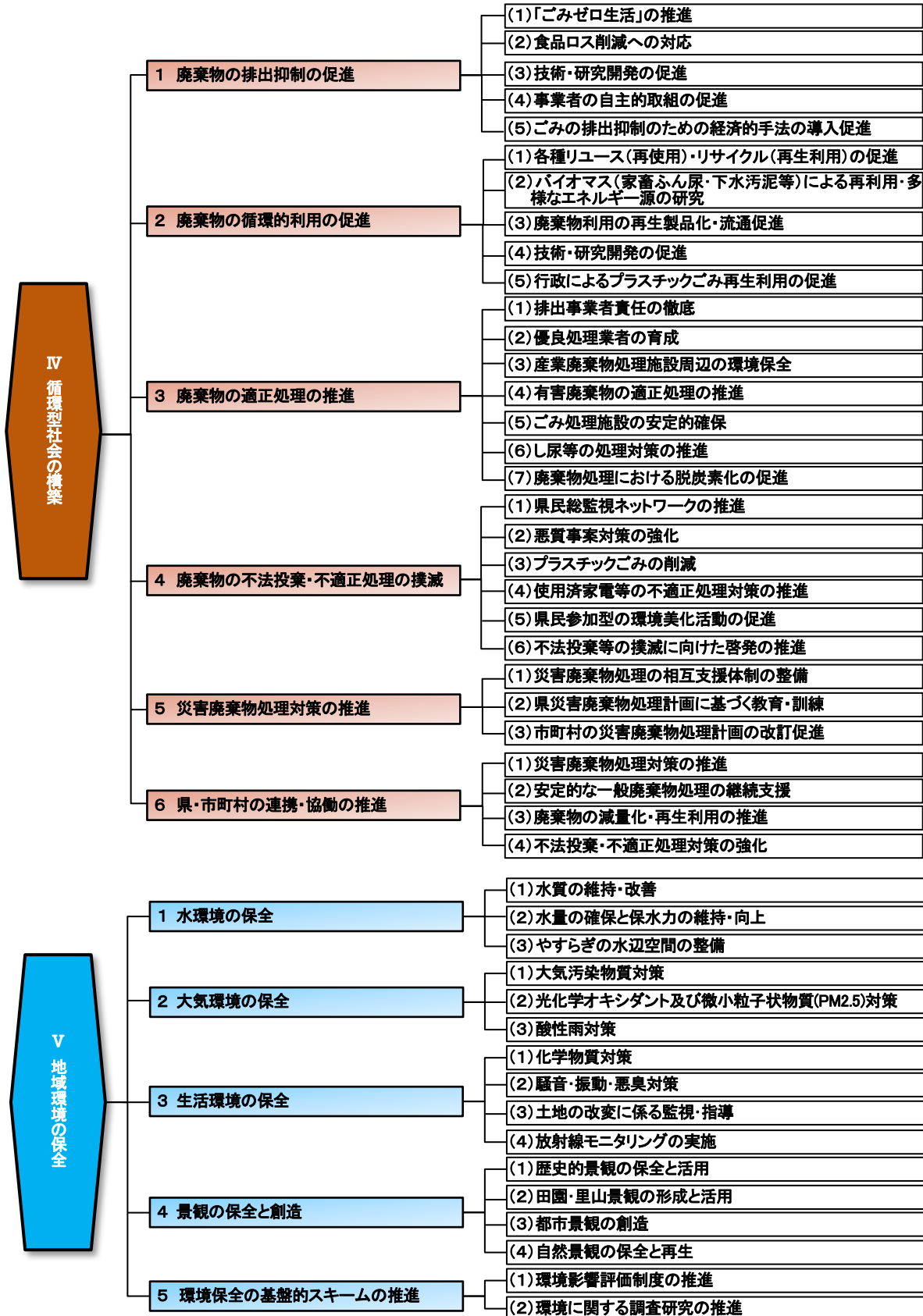
---

# 第5編 環境分野別施策

環境・経済・社会の統合的向上に向けた横断的視点を踏まえて取り組む、ならびにそれらを支える基本となる施策について、以下の5つの柱で施策・事業を展開します。

## 1. 施策・事業体系





## 2. 施策の概要

### Ⅰ 脱炭素社会の構築

#### 【施策の方向】

2050年までの温室効果ガスの実質排出量ゼロに向けて、「自然エネルギー」や「森林資源」を最大限活用しながら、エネルギーを「つくる」、「ためる」、「かしこくつかう」の取組が効果的かつ効率的に図られた、持続可能な脱炭素社会の構築を目指します。

気候変動面では、本県においても、平均気温の上昇やソメイヨシノの開花日が早まるなど、身近なところに影響が現れてきており、今後、自然災害や人々の健康など、将来世代にわたる影響が強く懸念されていることから、各分野の気候変動の影響による被害を回避・軽減する対策を検討・推進します。

#### 【現況・目標値(指標設定による評価)】

指標設定の趣旨	指標項目	現況値 R6(2024)	目標値 R12(2030)	施策 体系
再エネの活用を評価する指標として活用	再エネの設備容量	712,453kW	1,075,000kW	温室効果ガスの排出削減
	住宅用太陽光発電の導入量	205,385kW	254,000kW	
	燃料チップ用原木供給量(未利用材)	61,232m <sup>3</sup> /年	76,500m <sup>3</sup> /年	
水素製造拠点の創出を評価する指標として活用	水素ステーション(商用車対応)の整備数	1件	1件	
	商用車に占めるFC商用車の割合	0%	3%(655台)	
	小水力発電施設整備地域数	0件	2件	
蓄電池・水素等の活用による再エネ利用拡大を評価する指標として活用	蓄電池・V2H等補助件数	1,325件	2,000件	
	小水力発電施設整備地域数(再掲)	0件	2件	
蓄電池・水素等の活用によるレジリエンス向上を評価する指標として活用	避難所等での非常用電源の導入率	67.2%	100%	
	新車販売台数に占めるEV・PHEV・FCVの割合	2.1% [R5]	30%	
	蓄電池・V2H等補助件数(再掲)	1,325件	2,000件	
	小水力発電施設整備地域数(再掲)	0件	2件	
家庭・業務分野における省エネ・節電等の推進を評価する指標として使用	県内電力使用量(年間)	6,612,558MWh [R5]	維持	
	ZEHの補助件数	48件	160件	
	太陽熱利用システム導入件数	4,271件	4,700件	
	ZEBの導入数	9件	60件	
	今後新設する県有施設のZEB化	-	ZEBReady以上の認証取得	
	事業所用コージェネレーションシステムの導入容量	81,078kW	81,650kW	

交通分野における脱炭素化を評価する指標として使用	新車販売台数に占めEV・PHEV・FCVの割合(再掲)	2.1% [R5]	30%	温室効果ガスの排出削減	
	商用車に占めるFC商用車の割合(再掲)	0%	3%(655台)		
	水素ステーションの整備数	1件	2件		
	目的地充電に対応した充電スポット数(宿泊施設等への充電設備の設置)	28箇所	200箇所		
	南部東部エリアにおける経路充電箇所数	12箇所	12箇所		
行動変容促進を評価するための指標	「エコ活ポイント」制度の導入	-	制度導入		
	1人あたりのごみの排出量※(一般廃棄物)	841g/人・日 [R5]	821g/人・日 [R9]		
	産業廃棄物排出量※	1,433千t [R2]	1,433千t [R9]		
	食品ロス問題を認知して削減に取り組む県民の割合	85.6% [R7]	90%		
人づくり・地域づくりの推進を評価するための指標	脱炭素社会構築アドバイザーの派遣数	433人	524人		
	ストップ温暖化推進員の委嘱者数	246人	500人		
	市町村における地方公共団体実行計画(事務事業編)策定率	64%	100%		
健全な森林の整備を評価するための指標	森林面積に対する森林経営計画策定率	5% [R5]	11%		二酸化炭素吸収源の整備
	J-クレジットの登録件数	6件	10件		
	J-クレジットアドバイザーの派遣数	-	60人		
	奈良県フォレスターの配置人数(累計)	9人	30人		
	混交林への誘導整備面積(期間累計)	227ha	380ha		
	間伐面積	1,975ha/年	5,800ha/年		
	木材生産量(A材・B材・C材)	16.9万m <sup>3</sup> /年	22万m <sup>3</sup> /年 A:11万m <sup>3</sup> /年 B:2万m <sup>3</sup> /年 C:9万m <sup>3</sup> /年		
	素材生産の生産性(間伐)	3.7m <sup>3</sup> /人・日	4.5m <sup>3</sup> /人・日		
県産材の需要拡大を評価するための指標	公共建築物及び公共事業(県及び市町村)における県産材使用量	2,847m <sup>3</sup> /年 [R2-R6 平均]	3,354m <sup>3</sup> /年 [R7-R11 平均]		
	住宅助成事業における県産材使用量	610m <sup>3</sup>	1,060m <sup>3</sup>		
	燃料チップ用原木供給量(未利用材)(再掲)	61,232m <sup>3</sup> /年	76,500m <sup>3</sup> /年		
	木造建築に関するセミナー等の受講者数(建築士等)(R3から累計)	153人 [R3-R6 累計]	228人 [R3-R12 累計]		

※この目標値は、令和9(2027)年度に策定する県廃棄物処理計画により見直す予定です。

## 1 温室効果ガスの排出削減

### <現状・課題>

20世紀以降、化石燃料の使用の増加等に伴い、世界の二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)の排出量は大幅に増加し、大気中の二酸化炭素濃度が年々増加しています。これに伴い、世界の年平均気温も上昇し、令和6(2024)年の世界の年平均気温は、明治24(1891)年の統計開始以降で一番高い値になりました。

本県における温室効果ガス排出量は、基準年である平成25(2013)年度で7,829千t/年であり、それ以降、温室効果ガスの排出削減に向けた追加的な対策を講じなかった場合、令和12(2030)年度には8,063千t/年となることが予想されています。これまで、再生可能エネルギー(以下、「再エネ」という。)の導入や省エネの促進などにより、温室効果ガス排出量は、平成26(2014)年度をピークに減少傾向となり、令和4(2022)年度には、6,315千t/年と減少しています。

部門別に見た本県の排出状況(エネルギー起源二酸化炭素排出量)は、令和4(2022)年度時点で家庭部門が31.4%と一番高く、次に運輸部門が30.6%、業務部門が23.2%、産業部門が14.7%となっています。本県の特徴としては、全国と比べて業務部門(全国割合20.3%)と家庭部門(全国割合17.9%)と運輸部門(全国割合21.8%)の割合が高く、産業部門(全国割合40.0%)の割合が低い状況です。

温室効果ガス排出量の削減に向けては、エネルギー消費量の削減に大きな変化が見られない産業や民生業務部門での取組を加速させる必要があります。また、運輸や民生家庭部門ではエネルギー消費量の削減は進んでいますが、本県は全国と比べて、当該部門の二酸化炭素排出割合が高いため、引き続き、省エネ対策等の取組が必要です。

気候変動問題に関する国際的な枠組であるパリ協定で合意された「世界全体の平均気温を工業化以前より1.5度の上昇に抑える」ためには、「2050年までに温室効果ガスの実質排出量をゼロにすることが必要」とされています。温室効果ガス排出量実質ゼロとは、人為的な発生源による排出量と森林等の吸収源による除去量との均衡を達成することで、そのためには、排出量の削減と吸収源整備の両面での取組が必要となります。本県は個人の消費志向や行動意識に大きく依存する家庭部門・運輸部門における二酸化炭素排出割合が高いことから、県民の意識を大きく変えていくことが重要です。また、森林面積が県土面積の約8割を占めることから、二酸化炭素の吸収源となる森林の適切な整備・保全に取り組む必要があります。

### <目標>

2050年までに、県内温室効果ガス排出量を実質ゼロとする脱炭素社会を実現に向け、2030(令和12)年までに温室効果ガス排出量を45.9%削減\*します。

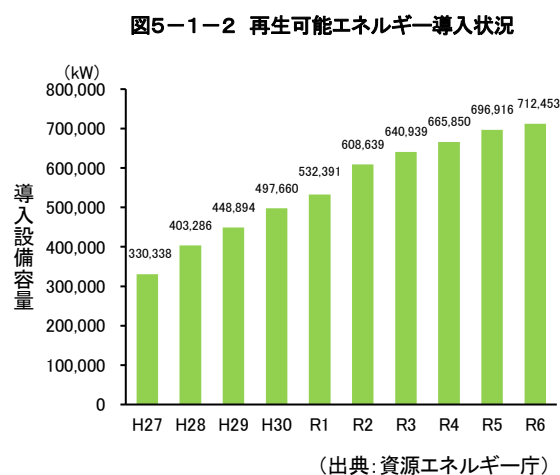
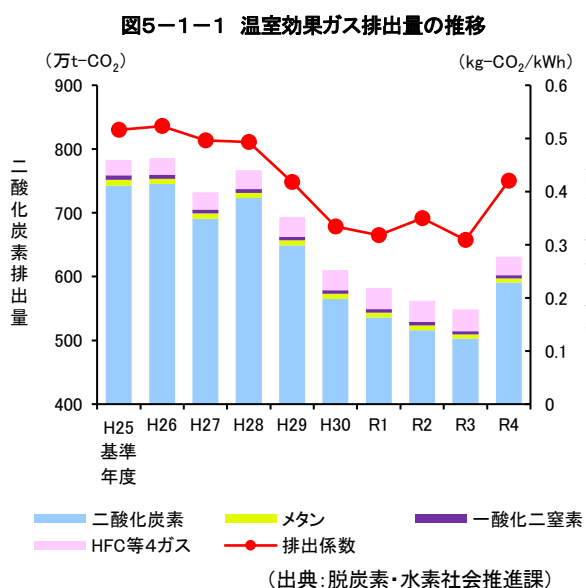
※森林吸収量を含む

## ＜関連指標＞

指標設定の趣旨	指標項目	現況値 R6(2024)	目標値 R12(2030)
再エネの活用を評価する指標として活用	再エネの設備容量	712,453kW	1,075,000kW
	住宅用太陽光発電の導入量	205,385kW	254,000kW
	燃料チップ用原木供給量(未利用材)	61,232m <sup>3</sup> /年	76,500m <sup>3</sup> /年
水素製造拠点の創出を評価する指標として活用	水素ステーション(商用車対応)の整備数	1件	1件
	商用車に占めるFC商用車の割合	0%	3% (655台)
	小水力発電施設整備地域数	0件	2件
蓄電池・水素等の活用による再エネ利用拡大を評価する指標として活用	蓄電池・V2H等補助件数	1,325件	2,000件
	小水力発電施設整備地域数(再掲)	0件	2件
蓄電池・水素等の活用によるレジリエンス向上を評価する指標として活用	避難所等での非常用電源の導入率	67.2%	100%
	新車販売台数に占めるEV・PHEV・FCVの割合	2.1% [R5]	30%
	蓄電池・V2H等補助件数(再掲)	1,325件	2,000件
	小水力発電施設整備地域数(再掲)	0件	2件
家庭・業務分野における省エネ・節電等の推進を評価する指標として使用	県内電力使用量(年間)	6,612,558MWh [R5]	維持
	ZEHの補助件数	48件	160件
	太陽熱利用システム導入件数	4,271件	4,700件
	ZEBの導入数	9件	60件
	今後新設する県有施設のZEB化	-	ZEBReady以上の認証取得
	事業所用コージェネレーションシステムの導入容量	81,078kW	81,650kW
交通分野における脱炭素化を評価する指標として使用	新車販売台数に占めEV・PHEV・FCVの割合(再掲)	2.1% [R5]	30%
	商用車に占めるFC商用車の割合	0%	3% (655台)
	水素ステーションの整備数	1件	2件
	目的地充電に対応した充電スポット数(宿泊施設等への充電設備の設置)	28箇所	200箇所
	南部東部エリアにおける経路充電箇所数	12箇所	12箇所
行動変容促進を評価するための指標	「エコ活ポイント」制度の導入	-	制度導入
	1人あたりのごみの排出量※(一般廃棄物)	841g/人・日 [R5]	821g/人・日 [R9]

行動変容促進を評価するための指標	産業廃棄物排出量*	1,433 千 t [R2]	1,433 千 t [R9]
	食品ロス問題を認知して削減に取り組む県民の割合	85.6% [R7]	90%
人づくり・地域づくりの推進を評価するための指標	脱炭素社会構築アドバイザーの派遣数	433 人	524 人
	ストップ温暖化推進員の委嘱者数	246 人	500 人
	市町村における地方公共団体実行計画(事務事業編)策定率	64%	100%

※この目標値は、令和9(2027)年度に策定する県廃棄物処理計画により見直す予定です。



## <小施策>

### (1)エネルギーを「つくる」

2050年の脱炭素社会の構築を目指すためには、再エネを活用しエネルギーを「つくる」ことが必要であることから、地域資源を活用した再エネの導入を推進します。

本県は、地勢的要件と系統制約上の理由から、水力及び風力発電を導入するには限界があります(風力発電に適した土地はなく、水力の豊富な県南部東部地域では送電網の関係で大規模な発電施設の設置は困難)。このため、本県では、太陽光や木質バイオマス等を軸とした再エネのさらなる利活用が重要です。

一方、中山間地のエネルギー確保に向けた小水力の活用(地産地消)のほか、モビリティ分野における水素の普及促進など新たなクリーンエネルギーである水素の利活用にチャレンジします。

(事業例)

#### [1 再エネの活用]

##### ○地域資源を活用した再エネの導入促進

- ・自家消費型の太陽光発電等の導入推進
- ・PPA等の初期費用のかからない導入方法の普及促進
- ・木質バイオマスによる発電や熱利用等の推進
- ・県南部東部地域における小水力発電の導入推進

- ・県有施設における太陽光発電等の導入推進
- 環境保全と再エネ導入の両立
- ・奈良県太陽光発電施設の設置及び維持管理等に関する条例の運用

#### [2 水素製造拠点の創出]

- モビリティ分野における水素の普及促進
- ・水素製造拠点整備プロジェクトの検討・推進
- 小水力発電を活用した水素製造の検討
- ・小水力活用プロジェクトの検討・推進

#### [3 次世代エネルギーの活用]

- 次世代型太陽電池(ペロブスカイト等)の活用
- ・次世代型太陽電池(ペロブスカイト等)の導入検討
- ・公設試験研究機関における調査研究
- ・国等他の研究機関との連携・情報交換・共同研究推進
- ・研究成果の県民・事業者への還元
- 下水汚泥を活用したエネルギー利用
- ・下水汚泥活用プロジェクトの検討・推進

## (2) エネルギーを「ためる」

再エネの導入拡大や電力の安定供給に向けては、エネルギーを「ためる」ことが必要であることから、余剰となる再エネの有効活用や出力変動の調整力の確保のため、蓄電池や水素等の活用を推進します。

蓄電池や水素等の活用にあたっては、大規模停電が発生した場合を想定し、地域の災害拠点施設、避難所、家庭や事業所等におけるレジリエンス向上を図ります。

(事業例)

#### [1 蓄電池・水素等の活用による再エネ利用拡大]

- 家庭や事業所における再エネの有効活用
- ・家庭や事業所への蓄電池・V2Hの導入支援
- ・ZEHの普及促進
- ・EV・FCV等の普及促進
- ・大型蓄電池を活用した再エネ利用拡大についての情報収集
- ・地域に分散する再エネ・蓄電池を制御して電力需給調整するVPPの導入検討
- 蓄電池、水素活用による小水力発電地産地消の検討
- ・小水力活用プロジェクトの検討・推進

#### [2 蓄電池・水素等の活用によるレジリエンス向上]

- 再エネ等を活用した緊急時のエネルギー対策
- ・避難所等での非常用電源の導入促進
- ・災害時に電力供給可能なEV・FCV等の普及促進

- ・家庭・事業所等への自立分散型エネルギーの導入促進
- 小水力発電を活用した地域電力供給網構築の検討
- ・小水力活用プロジェクトの検討・推進

### (3) エネルギーを「かしこくつかう」

今後、EV 導入、AI の活用、データセンターの整備などにより県内の電力需要が高まることが予想されており、2050 年の脱炭素社会の構築に向けて、エネルギーを「かしこくつかう」必要があることから、さらなる省エネ(節電)を推進します。

本県では、運輸部門が温室効果ガス排出量の約3割を占め、取組を加速すべき分野であることから、次世代自動車を普及促進するとともに、道路ネットワーク整備や渋滞対策等の道路交通流対策、物流輸送の効率化、低炭素な交通手段の利用等を推進します。

また、産業分野の脱炭素化に向けて、県内立地企業が使用するエネルギーの省エネ化や、再エネの利用拡大を進めるための取組の整理や、再エネ設備の設置検討など、県内立地企業が排出する温室効果ガスを減らすための取組の方向性について検討します。

(事業例)

#### [1 家庭・業務分野における省エネ・節電等の推進]

##### ○奈良の省エネスタイルの推進

- ・奈良の省エネスタイル推進のための啓発活動
- ・奈良県地球温暖化防止活動推進センターや奈良県環境県民フォーラムによる普及啓発
- ・ストップ温暖化推進員の養成
- ・脱炭素社会構築アドバイザーの派遣
- ・多様な主体の連携・協働による実践活動の促進

##### ○ZEH・ZEB 等の普及促進

- ・家庭における ZEH の普及促進
- ・太陽熱利用システム導入への支援
- ・低炭素型住宅(省エネ・断熱)の普及
- ・長期優良住宅の認定
- ・事業所等における ZEB の普及促進
- ・事業所等における省エネ設備等への導入支援
- ・低炭素建築物新築等計画の認定制度の適切な運用
- ・廃棄物を用いた効率的なエネルギー利用の推進
- ・公共施設における ZEB 化の推進
- ・県有施設での率先導入
- ・県有施設における省エネ・省 CO<sub>2</sub> 機器・材料の調達

#### [2 交通分野における脱炭素化]

##### ○EV・FCV 等次世代自動車の普及促進

- ・県内公共交通における EV・FCV 等の導入促進
- ・FC 商用車の導入支援及び水素ステーションの整備
- ・目的地における充電設備の整備

- ・充電インフラの維持
- 道路・鉄道等分野における対策
- ・移動ニーズに対応する公共交通の維持確保及び利用促進
- ・ぐるっとバスの運行など奈良公園周辺における公共交通の利用環境の向上
- ・自転車周遊環境の整備推進
- ・交通円滑化対策の推進
- ・地域の主要渋滞箇所における渋滞対策の推進
- ・道路照明 LED 化の推進
- ・信号灯器 LED 化の推進
- ・農産物等の地産地消の推進
- ・エコドライブの推進

### [3 産業分野における省エネ促進・再エネ等の活用]

- 工業団地脱炭素化の促進
- ・工業団地脱炭素化プロジェクトの検討・促進
- 再エネ主導型産業立地の促進
- ・再エネ主導型産業立地プロジェクトの検討・促進

## (4) 普及啓発

本県では家庭・業務部門における二酸化炭素排出の割合が高く、個人の消費志向や行動意識に大きく依存しており、県民の行動意識を変えることが重要であることから、食品ロス対策、過剰包装対策やエコ活ポイント制度など行動変容を促す取組を進めます。また、普及啓発イベント等を通して環境問題について自ら考え行動に移すことのできる人材を育成します。

産業部門においては、県内中小企業の取組が重要となります。そのためには、中小企業等の身近な相談先である地方銀行や地域金融機関(信用金庫・信用組合)と連携して、補助金等の情報提供などの技術的支援を実施します。

国内外を問わず、気候変動等の対策に取り組んでいない観光地や観光事業者は選択肢から外されていく可能性があることから、本県においても、選ばれる観光地を目指して、観光分野のゼロカーボンの取組やサステナブルな観光地づくりを目指します。

(事業例)

### [1 行動変容促進]

- 「エコ活ポイント」制度の導入
- 循環型社会の形成
- ・ごみゼロ生活の推進

奈良県環境県民フォーラムによる普及啓発(環境にやさしい買物キャンペーン等)  
 イベント・講習会等による情報発信  
 地域での環境学習等への支援  
 資源ごみの集団・拠点回収の促進  
 ごみ減量化・リサイクルに取り組む模範団体等の顕彰

・食品ロス削減対策

奈良県環境県民フォーラムによる普及啓発(環境にやさしい買物キャンペーン等)  
教育委員会と連携したこどもや若年層への啓発  
フードバンク活動団体等の取組への協力とその活動の周知  
未利用食品を提供できる事業者と提供を希望する団体等とのマッチングシステムの本格実施  
イベント等でのフードドライブの呼びかけ  
飲食店等における食べきりを呼びかける「3010運動」の推進  
企業が取り組む食品ロス対策に関する先進的な取組の発掘・発信  
事業系食品ロス対策に関する新事業アイデアの表彰制度の創設・実践支援  
排出事業者等への環境カウンセラー(環境省登録)の派遣

・過剰包装対策

奈良県環境県民フォーラムによる普及啓発(環境にやさしい買物キャンペーン等)  
排出事業者等への環境カウンセラー(環境省登録)の派遣・技術・研究開発の促進

・技術・研究開発の促進

排出事業者の研究開発、設備導入への支援  
排出事業者等への環境カウンセラー(環境省登録)の派遣

・事業者の自主的取組の促進

多量排出事業者に対する減量化計画策定・実施の指導  
排出事業者の研究開発、設備導入への支援  
排出事業者等への環境カウンセラー(環境省登録)の派遣  
環境マネジメントシステム導入とグリーン購入の促進

・ごみの排出抑制のための経済的手法の導入促進(家庭系ごみ処理有料化の促進)

○フロン対策等の推進

- ・フロン類の適正な管理・回収・破壊の促進
- ・家電リサイクル法の適切な運用及び普及啓発
- ・自動車リサイクル法の適切な運用及び普及啓発

[2 脱炭素に資する融資制度の普及促進]

○地域金融機関等との連携

- ・再エネを活用する中小企業向け制度融資の実施
- ・地域脱炭素推進講座の開催

○企業認証制度の推進

[3 ゼロカーボン・ツーリズムの創出]

○主要観光地のゼロカーボンシティ化

- ・主要観光地ゼロカーボンシティ化プロジェクトの検討・推進

○イベント連携による脱炭素推進

- ・スポーツ・文化イベント等との連携による脱炭素化啓発

## [4 人づくり・地域づくりの推進]

○奈良県脱炭素・水素社会推進協議会等の設立・運営

○地域における脱炭素化の支援

・環境教育・環境学習の推進

環境教育・環境学習のプログラム開発  
 ストップ温暖化推進員の養成  
 脱炭素社会構築アドバイザーの派遣  
 森林環境教育指導者など人材の育成と活用  
 奈良県フォレスターの養成  
 奈良県フォレスターの市町村配置  
 県立高校における森林環境教育の推進  
 花と緑に親しむ講習会など機会の提供

・啓発イベントの実施

「奈良県山の日・川の日」など水循環・森林環境イベント等の実施  
 奈良県地球温暖化防止活動推進センターや奈良県環境県民フォーラムによる啓発活動  
 「不法投棄ゼロ作戦」等による啓発活動の促進  
 野外活動プログラム等の実施

・県内市町村の地方公共団体実行計画(事務事業編・区域施策編)の策定支援

地域脱炭素推進講座の開催  
 市町村・事業者ワークショップ(県内企業の脱炭素に係る取組紹介)

## [5 脱炭素に関する技術・調査研究等の推進]

○公設試験研究機関等における調査研究

・公設試験研究機関における調査研究

・国等他の研究機関との連携・情報交換・共同研究推進

・研究成果の県民・事業者への還元

・奈良県気候変動適応センターによる情報提供等

## 2 二酸化炭素吸収源の整備

## ＜現状・課題＞

森林はその成長の過程で、大気中の二酸化炭素を吸収し、幹や枝等に長期間にわたって蓄積するなど、二酸化炭素の吸収・貯蔵庫として重要な役割を担っています。しかし、山村地域における人口減少・高齢化の進行、木材価格の低迷等により、手入れの行き届かない森林の増加が問題となっています。

森林の荒廃は、森林の持つ二酸化炭素の吸収機能を低下させることから、森林面積が県土面積の約8割を占める本県において、今後、適切な森林環境管理により二酸化炭素の吸収源を確保し、地球温暖化防止に積極的に貢献していくことが求められます。

## <目標>

森林の適切な整備・利用等が進み、森林による二酸化炭素吸収量が増加している姿を目指します。

## <関連指標>

指標設定の趣旨	指標項目	現況値 R6(2024)	目標値 R12(2030)
健全な森林の整備を 評価するための指標	森林面積に対する森林経営計画策定率	5% [R5]	11%
	J-クレジットの登録件数	6件	10件
	J-クレジットアドバイザーの派遣数	-	60人
	奈良県フォレスターの配置人数(累計)	9人	30人
	混交林への誘導整備面積(期間累計)	227ha	380ha
	間伐面積	1,975ha/年	5,800ha/年
	木材生産量(A材・B材・C材)	16.9万m <sup>3</sup> /年	22万m <sup>3</sup> /年 A:11万m <sup>3</sup> /年 B:2万m <sup>3</sup> /年 C:9万m <sup>3</sup> /年
素材生産の生産性(間伐)	3.7m <sup>3</sup> /人・日	4.5m <sup>3</sup> /人・日	
県産材の需要拡大を 評価するための指標	公共建築物及び公共事業(県及び市町村) における県産材使用量	2,847m <sup>3</sup> /年 [R2-R6 平均]	3,354m <sup>3</sup> /年 [R7-R11 平均]
	住宅助成事業における県産材使用量	610m <sup>3</sup>	1,060m <sup>3</sup>
	燃料チップ用原木供給量(未利用材) (再掲)	61,232m <sup>3</sup> /年	76,500m <sup>3</sup> /年
	木造建築に関するセミナー等の受講者数 (建築士等)(R3から累計)	153人 [R3-R6 累計]	228人 [R3-R12 累計]

## <小施策>

### (1) CO<sub>2</sub>を「ためる」

脱炭素社会の構築に向けては、「温室効果ガスの排出削減」とともに「二酸化炭素吸収源の整備」・「県産材の需要拡大」を通じたCO<sub>2</sub>を「ためる」取組が必要です。

そのため、森林面積が県土面積の約8割を占める本県の特徴を活かし、令和2(2020)年3月に制定した「奈良県森林環境の維持向上により森林と人との恒久的な共生を図る条例」及び「奈良県県産材の安定供給及び利用の促進に関する条例」、令和8(2026)年3月に策定した「奈良県森林環境の維持向上及び県産材の利用促進に関する指針」に基づき、二酸化炭素の吸収源となる森林の適切な整備・保全に取り組むことにより、地域産業の活性化を図り、持続可能な地域づくりを促進します。

(事業例)

[1 健全な森林の整備]

○森林経営計画作成の促進

- ・森林境界明確化の促進
- ・集約化設定及び森林経営計画の策定促進
- ・計画的な集約化施業の促進
- ・J-クレジットの活用促進

○森林施業の促進

- ・施業放置林の解消
- ・混交林化(恒続林化・自然林化)の推進
- ・皆伐後再造林の促進
- ・保安林制度の運用
- ・路網整備の推進
- ・森林環境教育の推進

○木材搬出の促進(未利用材の搬出促進)

- ・計画的な集約化施業の促進
- ・木材安定供給団地等における事業者間連携の促進
- ・未利用材の搬出促進

○里山・都市緑化等の推進

- ・森林や山村における多面的機能の発揮に係る対策の推進
- ・都市公園の整備
- ・屋上緑化の促進
- ・地域の緑化活動に対する助成(緑の募金運動など)
- ・花と緑を育てる県民意識の醸成(奈良県立都市公園緑化基金の活用)

[2 県産材の需要拡大]

○公共建築物、公共工事、民間等における県産材の利用促進

- ・公共建築物における県産材利用の推進
- ・公共工事における県産材利用の推進
- ・住宅、非住宅建築物、建築物以外への県産材利用の促進
- ・技術開発の推進及び新製品開発の支援
- ・木質バイオマスの発電利用の促進
- ・木質バイオマスの多用途への利用促進

○県産材の需要拡大を担う人材の育成

- ・建築物の木造・木質化に係る技術者の育成
- ・県産材の利用・普及を担う人材の育成

### 3 気候変動への適応

#### <現状・課題>

近年の気象災害の激甚化は、地球温暖化が一因とされており、今も排出され続けている温室効果ガスの増加によって、今後、豪雨災害等の更なる頻発化・激甚化などが予測されています。また、気温の上昇、降水量の変化など様々な気候の変化により、自然災害だけでなく、食料、健康など様々な面で影響が生じることも予想され、将来世代にわたる影響が強く懸念されています。

本県においても、100年で約2.3℃の割合で年平均気温が上昇し、真夏日・猛暑日・熱帯夜及び、短時間強雨(降水量30ミリ/時間以上)の発生回数が増加するなど、気候の変化が観測されているとともに、生態系においても、ソメイヨシノの開花日がこの10年で約1.3日早くなっているなど、私たちの身近なところにも気候変動の影響が現れてきています。21世紀末における本県の年平均気温は20世紀末に比べ、最も気温上昇が高くなるシナリオの場合では4.2度上昇することが予測されています。

気温上昇を抑えるため、徹底した省エネの実施や再生可能エネルギーの導入など温室効果ガスの排出抑制等の取組(緩和策)を引き続き進めるとともに、各分野の気候変動の影響による被害を回避・軽減する対策(適応策)を進める必要があります。

#### <目標>

県内事象を踏まえ、気候変動への適応策を検討・推進します。

#### <小施策>

##### (1) 県内における気候変動影響への適応

県内で確認されている気候変動による「現在の影響」及び「将来懸念される影響」について、各分野(農業・林業・水産業、水環境・水資源、自然生態系、自然災害、健康、産業経済活動)毎に情報を収集・整理するとともに、その影響に適応するための対策を講じます。また、県内の気候変動影響にかかる調査研究を引き続き実施し、新たな知見や気候変動の影響を踏まえた対策を検討・推進します。なお、「現在の影響」及び「将来懸念される影響」に関しては、気候変動適応センターにおいて最新の科学的知見の収集・整理・分析に努め、情報発信及び事業者等への技術的助言を行うことで、適応策のさらなる促進に繋がります。

#### 各分野における気候変動への適応策の検討・推進

##### [1 農業・林業・水産業分野]

農業については、気温上昇等により、農作物では品質低下や生育不良が、家畜では暑熱による増体量の低下や斃死など様々な面に影響が出てきており、今後、病害虫の被害、動物由来感染症の拡大や極端現象(多雨や渇水)の増大等により農業生産基盤への影響も予測されています。また林業については、大雨・台風の影響による林地崩壊が発生しており、後は、森林病害虫の被害も懸念されています。内水面漁業・養殖業については、渇水や高水温による斃死等が発生しています。

これらの影響・予測を踏まえ、気候変動に適応した品種の育成・選定、及び環境制御技術の開発・技術の確立により、農林水産物の安定した生産・出荷体系を構築します。

## (事業例)

- 新たな森林環境管理の推進
  - ・施業放置林の解消
  - ・混交林化(恒続林化・自然林化)の推進
  - ・皆伐後再造林の促進
- 農業施設等の整備
  - ・ため池の多面的機能の活用
  - ・農地の保水機能の保全
- 病虫害防除対策
  - ・総合防除の普及促進、総合防除実践指標の策定
  - ・病虫害防除指導
  - ・病虫害の発生予察法や防除技術の開発
  - ・森林病虫害防除の実施
- 公設試験研究機関における調査研究
- 気象災害対策技術の普及・指導
- 吸血昆虫が媒介する疾病の抗体調査の実施
- 畜産農家への暑熱対策等飼養管理技術の普及・指導

## [2 水環境・水資源分野]

河川では降水量増加による濁度の上昇や、湖沼・ダム湖では水温上昇に伴う溶存酸素の低下及び水質悪化が懸念されています。また近年、渇水被害は発生していませんが、今後、無降水日数の増加による渇水の頻発化が予測されています。

これらの予測を踏まえ、水質監視等モニタリングを継続し科学的知見の集積を図るとともに、渇水時に備え、引き続き水道事業者等との連携を図ります。

## (事業例)

- 国、市町村等と連携した水質監視
- 河川パトロールによる異常水質等への対応
- 農業用水等の利活用の検討・促進
- ダム・遊水地の維持管理
- 吉野川の瀬切れの監視・対策
- 吉野川の水量確保対策

## [3 自然生態系分野]

県内の山岳地で積雪量の減少などによるニホンジカの活動域の拡大等に伴い食害の増加が見られ、またサクラの開花時期の早期化など生物季節の変化や南方系の昆虫の分布拡大・外来種の定着などが確認されています。また今後、動植物種の分布・生息域の変化や外来種の侵入・定着率の変化などが懸念されています。

これらの影響・予測を踏まえ、野生動物の生息状況のモニタリングを継続するとともに、適正な保護管理を実施するなど生物多様性の保全に向けた取組を推進します。

(事業例)

○野生動植物の保護と管理

- ・多様な主体と協働した持続的な希少野生動植物の保護
- ・天然記念物や特定希少野生動植物、ホットスポットの現況把握と保護
- ・奈良県野生生物目録、奈良県版レッドデータブック及び奈良県外来種リストの定期的な更新
- ・「鳥獣保護区」の指定
- ・「特定鳥獣管理計画」や「防除実施計画」に基づく対策の実施
- ・カワウの生息状況調査、駆除及び防除対策
- ・外来種に関する講習会の開催

○地域特性に応じた生物多様性の保全

- ・春日山原始林、大台ヶ原、吉野山桜樹林等の保護・再生
- ・森林病害虫防除の実施

○多自然型の河川環境づくり

○公設試験研究機関における調査研究

#### [4 自然災害分野]

河川・山地について、平成 23(2011)年に発生した紀伊半島大水害をはじめ、令和5(2023)年に奈良県で初めて線状降水帯が発生するなど、台風や豪雨による水害及び土砂災害が発生しており、今後、豪雨等水害による土砂災害の増加などさらなる気候変動の影響の増大が懸念されています。

これらの影響・予測を踏まえ、水害及び山地などの土砂災害に備えたハード・ソフト対策や適切な避難行動を促す情報提供体制の維持・向上に努めます。

(事業例)

○水害対策

- ・大和川水系河川整備計画等に基づく河川の整備
- ・奈良県平成緊急内水対策事業等による雨水貯留浸透施設の整備
- ・ダム・遊水地の維持管理
- ・河道内の堆積土砂撤去や樹木伐採
- ・ため池の多面的機能の活用
- ・農地の保水機能の保全
- ・市街化編入抑制区域の周知
- ・想定最大規模降雨を対象とした洪水浸水想定区域図を作成・公表
- ・水位計、監視カメラなど河川情報基盤の整備
- ・川の防災情報の提供

○土砂災害対策

- ・砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業の実施
- ・土砂災害警戒区域等の指定
- ・奈良県災害リスク情報システムの運営
- ・土砂災害に係る防災気象情報の提供
- ・土砂災害防止に係る普及啓発の実施

- 森林施業の促進
  - ・施業放置林の解消
  - ・混交林化(恒続林化・自然林化)の推進
  - ・皆伐後再造林の促進
- 森林法の適正な促進
  - ・森林計画制度等の運用
  - ・保安林制度の運用
- 山地災害の予防・復旧
  - ・機能の低下した保安林の計画的整備
  - ・山地災害を未然に防止するための治山施設整備
- 再エネ等を活用した緊急時のエネルギー対策
  - ・避難所等での非常用電源の導入促進
  - ・災害時に電力供給可能なEV・FCV等の普及促進
  - ・家庭・事業所等の自立分散型エネルギーの導入促進
- 奈良県地域防災計画の推進
- 南部中核拠点の整備
- 異常気象時における通行規制の実施
- 「奈良県道路整備基本計画」に基づく災害に強い道路の整備
- 「奈良県無電柱化推進計画」に基づく道路等の無電柱化の推進

#### [5 健康分野]

暑熱については、熱中症救急搬送者数が増加傾向にあり、今後もさらに増加すると予測されています。また感染症については、県内においてデング熱の国内感染事例はありませんが、デング熱等の感染症を媒介する蚊の生息域が拡大しています。

これらの影響・予測を踏まえ、救急、教育、医療、労働、農林水産業、日常生活等の各方面で熱中症や感染症に関する注意喚起、予防・対処法の普及啓発等を推進します。

(事業例)

- 暑熱対策
  - ・熱中症予防対策等の周知・啓発
  - ・公園整備等における暑熱対策の実施
- 感染症対策
  - ・国の指針に基づく蚊媒介感染症対策の実施(予防方法の普及啓発など)
  - ・蚊の防除に関する普及啓発
  - ・ダニ媒介感染症の予防啓発
- 大気汚染物質の常時監視
- 光化学スモッグ注意報等の迅速な対応

#### [6 産業・経済活動分野]

エネルギー需給については、気温上昇により夏季の電力需要の増大、また観光業については、積雪量の減少によりスキー場がオープンできないなど、気候変動の影響が出始めています。今後、

広範囲にわたり産業・経済活動への影響が懸念されますが、一方でビジネスチャンスと捉える事例もあり、引き続き調査研究が必要です。

これらの影響・予測を踏まえ、緊急時のエネルギー対策を推進するとともに、産業・経済活動における気候変動の影響に関する情報を収集するとともに、必要な適応策を検討します。

(事業例)

- 「奈良の省エネスタイル」の推進
- 事業所等の自立分散型エネルギーの導入促進
- 事業所等における ZEB の普及促進
- 公共施設における ZEB 化の推進
- 再生可能エネルギーを活用する中小企業向け融資制度の実施

## **(2) 気候変動影響及び適応策に関する情報収集・整理・分析及び関係機関との連携**

令和7(2025)年1月に設置した「奈良県気候変動適応センター」が主体となって、各分野を所管する庁内各部局等及び関連する県内外機関との連携・協働のもと、気候変動の影響及び適応に関する情報を収集・整理・分析し、事業者等への技術的助言を行うことで、適応策のさらなる促進に繋がります。

(事業例)

- 気候変動に関する情報の収集、整理、分析及び提供
- 気候変動適応策に関する技術的助言
- 気候変動に関する調査及び研究
- 国・県公設試験研究機関等の関係機関との連携体制の構築及び情報共有

## **(3) 県民や事業者等への情報発信・啓発の推進**

奈良県気候変動適応センターを中心に多様な主体の連携・協働のもと、気候変動の影響及び適応策について県民や事業者等に情報発信し、適応に向けた行動の啓発を推進します。

(事業例)

- 奈良県気候変動適応センターによる情報発信及び普及啓発
- 奈良県地球温暖化防止活動推進センターや奈良県環境県民フォーラムによる啓発活動
- ストップ温暖化推進員の養成
- 環境アドバイザーの派遣

## II 森林環境の維持向上

### 【施策の方向】

森林の有する木材生産や県土の保全、自然環境の保全などの多面的機能を将来にわたって持続的に発揮し続ける社会の実現に向けて、森林と人との良好な関係を築きながら、森林が県民の貴重な財産として引き継がれていくことを目指します。

奈良県フォレスターを推進力に、森林の4機能(防災、森林資源生産、生物多様性保全、レクリエーション)を高度に発揮させるため、本県独自の新たな森林環境管理制度の推進を図ります。

### 【現況・目標値(指標設定による評価)】

指標設定の趣旨	指標項目	現況値 R6(2024)	目標値 R12(2030)	施策体系
森林環境管理士・森林環境管理作業士の養成の状況を評価する指標として活用	奈良県森林環境管理士・奈良県森林環境作業士資格取得者数(累計)	60人	172人	新たな森林環境管理体制の推進
奈良県フォレスターの市町村配置の状況を評価する指標として活用	奈良県フォレスターの任命者数(累計)	9人	30人	
森林環境管理を担う人材の確保の状況を評価する指標として活用	林業の新規就業者数(期間累計)	127人 [R3-R6]	191人 [R8-R12]	
施業放置林の解消への取組を評価する指標として活用	混交林への誘導整備面積(期間累計)	227ha	380ha	災害に強い森林づくり
伐採届(皆伐)等の審査・指導等の強化を評価する指標として活用	市町村の伐採届に関する事務を県が受託している市町村の割合	26%	62%	
被災危険度の高い危険度A判定の危険地区における治山事業の実施を評価する指標として活用	山地災害危険地区(危険度A)における治山事業実施箇所数	- (6箇所 R7)	30箇所	
森林経営計画策定の進捗を評価する指標として活用	森林面積に対する森林経営計画策定率	5% [R5]	11%	持続的に森林資源を供給する森林づくり
生産基盤の強化度合いを評価する指標として活用	素材生産の生産性(間伐)	3.7m <sup>3</sup> /人・日	4.5m <sup>3</sup> /人・日	
木材搬出促進を評価する指標として活用	木材生産量(A材・B材・C材)	16.9万m <sup>3</sup> /年	22万m <sup>3</sup> /年 A:11万m <sup>3</sup> /年 B:2万m <sup>3</sup> /年 C:9万m <sup>3</sup> /年	
生物多様性の保全に繋がる取組を評価する指標として活用	混交林への誘導整備面積(期間累計)	227ha	380ha	生物多様性が保全される森林づくり
病害虫・野生動植物の適正管理を評価する指標として活用	林業被害実損区域面積(病虫害害)	191ha [R5]	160ha	
森林の利用者数を評価する指標として活用	自然公園等の利用者数	12,632千人/年 [R5]	14,000千人/年	森林のレクリエーション機能の強化
イベント等の活用を評価する指標として活用	体験学習(森の学校)への参加者数(期間累計)	2,439人 [R3-R7]	3,100人 [R8-R12]	

## 1 新たな森林環境管理体制の推進

### <現状・課題>

令和3(2021)年4月に開校した「奈良県フォレスターアカデミー」において、森林環境管理士、森林環境管理作業士を計画的に養成します。

また、森林技術センターの研究成果をフォレスターアカデミーのカリキュラムに反映するとともに、奈良県フォレスターの活動によって明らかになった課題を研究テーマとして取り上げるなど、各主体の連携を強化します。

併せて、新たな森林環境管理体制の推進の担い手となる奈良県フォレスターを引き続き市町村に配置するとともに、奈良県フォレスターがこれまで以上に能力を発揮できる環境づくりを進めます。

さらに、林業事業者等における雇用の安定化、労働安全衛生水準の向上を図り、新たな森林環境管理制度を担う人材確保を促進します。

### <目標>

新たな森林環境管理体制の推進を図ります。

### <関連指標>

指標設定の趣旨	指標項目	現況値 R6(2024)	目標値 R12(2030)
森林環境管理士・森林環境管理作業士の養成の状況を評価する指標として活用	森林環境管理士・森林環境管理作業士資格取得者数(累計)	60人	172人
奈良県フォレスターの市町村配置の状況を評価する指標として活用	奈良県フォレスターの配置人数(累計)	9人	30人
森林環境管理を担う人材の確保の状況を評価する指標として活用	林業の新規就業者数(期間累計)	127人 [R3-R6 累計]	191人 [R8-R12 累計]

### <小施策>

#### (1) 奈良県フォレスターアカデミーの運営及び奈良県森林技術センターとの連携強化

令和3(2021)年4月に開校した奈良県フォレスターアカデミーにおいて、森林環境の維持向上に関する専門的な知識を有し、かつそれを実践できる技術、技能を備えた人材(森林環境管理士・森林環境管理作業士)を養成します。

また、新たな森林環境管理では、広葉樹植栽や天然更新による混交林(恒続林・自然林)への誘導等を推進するために、その技術や誘導方法に関する調査研究を継続的に実施していきます。

(事業例)

- 奈良県森林環境管理士・奈良県森林環境管理作業士の養成
- 奈良県森林技術センターによる新たな森林環境管理の調査研究の推進

## (2) 県・市町村連携による奈良県フォレスター制度の運用

県は、職員(森林管理職)を奈良県フォレスターアカデミーで研修させ、奈良県フォレスターとして任命し、令和5(2023)年4月より市町村に配置しています。

奈良県フォレスターは、市町村に長期派遣され、地域の状況に応じた森林環境管理の推進役を担っています。

また、奈良県フォレスターが継続的かつ最大限に能力を発揮するために必要となる奈良県フォレスター制度の拡充など、環境づくりに取り組みます。

(事業例)

- 奈良県フォレスターの計画的配置
- 奈良県フォレスター制度の拡充

## (3) 新たな森林環境管理を担う人材の確保

県内の林業従事者数は平成27(2015)年には690人、令和2(2020)年には550人と減少傾向にあります。計画期間最終年度である令和12(2030)年度の施業面積(6,100ha/年)に対応するためには、高性能林業機械の導入等労働生産性の向上を考慮したとしても、5年間で191人の新規従事者が必要となります。

このため、奈良県フォレスターアカデミーでの人材養成の他、「緑の雇用」現場技能者育成対策事業や林業就業支援講習会などを通して、新規の従事者を確保・育成するとともに、効率的かつ安定的な林業経営を行う「地域の中核的な林業事業者」を育成し、雇用条件や労働安全衛生水準の向上といった雇用管理の改善を促進することにより、林業就業従事者が安心して就業し、働ける環境の整備に取り組みます。

さらに、吉野林業に代表される質の高い木材生産を次の世代に繋げていくため、その育林技術や高齢級・大径材伐採技術の継承を図ります。

(事業例)

- 新規林業就業者の確保・育成・定着への支援
- 林業労働の安全衛生確保対策
- 伝統的な育林・伐採技術の継承

## 2 災害に強い森林づくり

### <現状・課題>

適切に管理されている森林は、土砂の流出や崩壊といった災害を未然に防ぐ機能を高度に発揮します。一方、施業放置により荒廃が進む人工林は、この機能が低下し、災害が発生した際に被害の拡大の要因となります。これまで、県及び市町村が施業放置林の解消に取り組んできましたが、依然として施業放置林は多く存在しています。今後も引き続き、間伐を中心とした保育の実施、皆伐後の再造林、現地の状況に応じた多様な手法による混交林への誘導等の森林施業を促進します。

また、伐採届をはじめとした森林計画制度や林地開発許可制度、保安林制度等の森林法の規定を適正に運用します。さらに、山地災害の予防・復旧に迅速に取り組むほか、災害関連の情報を国・市町村と共有するなどして、山地災害に適切に対応する体制の構築を目指します。

## <目標>

災害に強い森林づくりを目指します。

## <関連指標>

指標設定の趣旨	指標項目	現況値 R6(2024)	目標値 R12(2030)
施業放置林の解消への取組を評価する指標として活用	混交林への誘導整備面積 (期間累計)	227ha	380ha
伐採届(皆伐)等の審査・指導等の強化を評価する指標として活用	市町村の伐採届に関する事務を県が受託している市町村の割合	26%	62%
被災危険度の高い危険度A判定の危険地区における治山事業の実施を評価する指標として活用	山地災害危険地区(危険度A)における治山事業実施箇所数	- (6箇所 R7)	30箇所

## <小施策>

### (1) 森林施業の促進

令和7(2025)年4月現在、県内の人工林面積(171千ha)のうち、66千haが施業放置状態となっており、下層植生が消失し土壌がむき出しとなっている特に深刻な施業放置林を整備します。適正に管理されている森林においても、林業の不振・林業従事者の高齢化等により、今後、管理されない森林が増加することが懸念されることから、施業放置林とならないよう間伐等の保育を推進します。

また、針葉樹と広葉樹が混交する森林は、地中部では根が複雑に張り巡り、地上部では複数の樹種・高さの異なる樹木と草本類に覆われることから、土砂が崩壊しにくく、崩壊した場合にも土砂を受け止める効果が高くなるため、スギ・ヒノキ人工林を混交林に誘導します。

加えて、皆伐後、再造林や天然更新されない造林未済地は、そのまま放置すると土砂の崩壊等の災害を誘発する恐れがあります。そのため、皆伐後の確実な再造林を図ります。

(事業例)

- 施業放置林の解消
- 混交林化(恒続林化・自然林化)の推進
- 皆伐後再造林の促進

### (2) 森林法の適切な運用

森林の防災機能を強化するためには、計画的な森林整備や無秩序な開発の抑制などが必要です。森林法に規定される「伐採届」や「林地開発許可の申請」、「保安林での伐採に関する届出・申請」は、森林所有者や林業事業者などが行う伐採の計画・方法を管理する重要な手続きとなります。

このため、奈良県フォレスターを推進力に、県と市町村が連携して構築した新たな森林環境管理体制のもとで、伐採届等の内容を審査するとともに、伐採や植栽等が計画どおりに進められているかを確認・指導するなど、森林法の適正な運用を図ります。

(事業例)

- 森林計画制度等の運用
- 保安林制度の運用

### (3) 山地災害の予防・復旧

気候変動に伴い局地的豪雨が頻発する傾向にあることから、山地災害が発生しやすい状況となっています。平成 23(2011)年の紀伊半島大水害では多数の山地崩壊が発生し、人家やライフラインに大きな被害を与えましたが、最近では令和5(2023)年梅雨前線による豪雨等により新たな山地災害が発生しています。地形が急峻で地質が脆弱な本県においては、このような山地災害の発生防止や被害の抑制が課題となっています。

国では、令和7(2025)年6月に「第1次国土強靱化実施中期計画」を閣議決定し、「推進が特に必要となる施策」として「山地災害危険地区等における治山対策」を位置づけています。県においても優先度の高い被災箇所の計画的な復旧を図りつつ、被災危険度の高い山地災害危険地区における重点的な山地災害の発生予防に努めます。

(事業例)

- 機能の低下した保安林の計画的整備
- 山地災害を未然に防止するための治山施設整備
- 山地災害を復旧するための治山施設整備

## 3 持続的に森林資源を供給する森林づくり

### <現状・課題>

森林は、木材をはじめ、木の実・きのこ類等の食材、漆等の工芸品の原料など様々な資源を供給します。森林資源を生産することは、管理のために定期的に森林に入ることにより、それにより森林の環境が維持されるという好循環が生まれます。また、適切に管理された森林からは、清浄な水が小川に流れ出るなどの副次的な森林資源も供給されます。

このような森林資源を持続的に生産し、森林から安定的に収益を得ることができるよう、奈良県フォレスターと市町村が連携して森林経営計画などの計画作成を促進するとともに、林業機械化や路網整備の推進、森林資源情報の把握など生産基盤の強化を図ります。

さらに、森林から供給される木材の利用は、二酸化炭素を固定し続け化石燃料の利用を抑えることとなり、温室効果ガスの排出の抑制にも繋がることから、木材の搬出支援や未利用材の搬出促進などを図ります。

### <目標>

持続的に森林資源を供給する森林づくりを推進します。

## ＜関連指標＞

指標設定の趣旨	指標項目	現況値 R6(2024)	目標値 R12(2030)
森林経営計画策定の進捗を評価する指標として活用	森林面積に対する森林経営計画策定率	5% [R5]	11%
生産基盤の強化度合いを評価する指標として活用	素材生産の生産性(間伐)	3.7m <sup>3</sup> /人日	4.5m <sup>3</sup> /人日
木材搬出促進を評価する指標として活用	木材生産量 (A材・B材・C材)	16.9万m <sup>3</sup> /年	22万m <sup>3</sup> /年 A:11万m <sup>3</sup> /年 B:2万m <sup>3</sup> /年 C:9万m <sup>3</sup> /年

## ＜小施策＞

### (1) 計画作成の促進

本県は、森林の所在する市町村以外に居住する不在村者が所有する森林の割合が高いことから、森林所有者の特定ができない森林や、所有境界が不明確な森林が多く存在しています。また、小規模経営(5ha未満)の林家が88%を占めていることから、林業の基盤となる路網の整備に支障が生じたり、伐採搬出作業が非効率となる原因となっています。今後さらに森林所有者の高齢化や相続による世代交代が進むなか、効率的な森林整備を推進し、地域の森林を持続的に管理経営していくためには、長期的な森林経営計画の策定が必要です。

このため、奈良県フォレストラーを中心として、県、市町村、森林組合、林業事業者等が連携して、森林所有者の特定や境界の明確化、施業の集約化を支援し、森林経営計画の策定を促進します。

(事業例)

- 森林境界明確化の促進
- 集約化設定及び森林経営計画の策定促進

### (2) 生産基盤の強化

県における林内路網密度(「公道等」、「林道」及び「作業道」の現況延長の合計を森林面積で除した数値。)は、全国平均 27.0m/ha に対し、19.8m/ha(R5)であり、林業機械の導入についても、人工林面積 10,000ha 当たりの導入機械台数は、全国平均 14.9 台に対して奈良県は 8.6 台(R5)となっています。

森林から安定的に木材を生産するため、森林経営計画や恒続林化施業計画等と連動させ、「林道の整備」、「奈良型作業道の整備」、「高性能林業機械等の導入」、「架線集材施設の設置」等の生産基盤の強化を図ります。

また、効率的な木材生産を行うため、航空レーザ測量による精度の高い森林資源情報・詳細な地形情報を整備し、その解析データを市町村に提供し活用を促進します。

(事業例)

- 作業システムの効率化及び機械化の推進
- 路網整備の推進

- 森林資源情報等の整備・活用
- 県営林の森林整備の推進
- 経営改善・合理化支援の制度融資
- 森林資源を活用した山村地域の活性化

### (3) 木材搬出の促進

新たな森林環境管理制度の推進に合わせ、奈良県フォレスター、市町村、森林組合等の連携を強化し、施業地からの木材搬出(A材・B材・C材)を促進します。

恒続林や自然林への誘導により発生する木材(未利用材含む)の搬出についても積極的に取り組みます。

(事業例)

- 計画的な集約化施業の促進
- 木材安定供給団地等における事業者間連携の促進
- 未利用材の搬出促進

## 4 生物多様性が保全される森林づくり

### <現状・課題>

森林には、木本類・草本類・シダ類・コケ類等の植物、哺乳類・鳥類・は虫類・両生類・魚類・昆虫類等の動物などが多種多様に生息・生育しています。

適切に管理されていない針葉樹人工林では、これら生物多様性保全機能が低下することから、混交林への誘導、皆伐後の再造林の促進により、多種多様な動植物の生息・生育環境としての森林の保全を進めます。

また、集団的に樹木を枯死させる森林病虫害の防除、採食により下層植生に影響を及ぼすニホンジカの生息密度の適正化などに努めることにより、森林を生息・生育環境とする野生動植物の適正な保護管理を推進します。

### <目標>

生物多様性の保全に繋がる森林づくりを推進します。

### <関連指標>

指標設定の趣旨	指標項目	現況値 R6(2024)	目標値 R12(2030)
生物多様性の保全に繋がる取組を評価する指標として活用	混交林への誘導整備面積(期間累計)	227ha	380ha
病虫害・野生動植物の適正管理を評価する指標として活用	林業被害実損区域面積(病虫獣害)	191ha [R5]	160ha

## ＜小施策＞

### (1) 生息・生育環境としての森林の保全

森林には、高木・中木・低木・下層植生などが複雑に生育することから、光・温度・湿度などの環境条件が場所によって異なり、さまざまな動植物の存在を可能にしています。

本県の森林構成の特徴として、人工林が森林に占める割合は全国平均(41%)を上回る 61%ありますが、林業を通じて適切に管理された人工林は、原始的な天然林や、二次的な里山林と同様に、本県の生物多様性の保全に寄与してきました。

しかし、長引く林業の不振などから、適切に管理されていない人工林が増加するなか、生物多様性保全機能の低下が懸念されています。

今後、間伐や伐採後の再造林等、人工林の適切な管理を推進するとともに、施業放置された人工林を、より生物多様性保全機能が高い混交林へ誘導することで、多くの動植物が生息・生育できる森林づくりを推進します。

(事業例)

- 人工林から生物多様性の高い混交林への誘導
- 生物多様性の保全に寄与する人工林の整備促進

### (2) 野生動植物の適正な保護管理

ナラ枯れ、マツ枯れ等、樹木の集団的な枯死を引き起こす森林病虫害の防除対策を進めます。

奈良県野生生物目録(H29)に記載のある生物 11,222 種のうち、絶滅の恐れがある野生動植物は 1,535 種と全体の 13.7%を占めています。森林における生物多様性の保全を図るため、奈良県特定希少野生動植物の保護管理、各種法令規制・指導の徹底、普及啓発に取り組みます。

また、近年生息数が増加するとともに生息域が拡大し、生態系や農林業への被害が拡大・深刻化しているニホンジカや、目撃情報や集落への出没件数が増加し、林業被害や人身被害も懸念されているツキノワグマ等の野生動物について、適正な保護管理を推進します。

(事業例)

- 森林病虫害の防除
- 希少野生動植物の保護
- ニホンジカ生息密度の適正化

## 5 森林のレクリエーション機能の強化

### <現状・課題>

森林は、セラピー、エコツアー、文化体験、レクリエーション活動等の場となり、心身の健康を回復できる機会を提供してくれます。そのため、国立・国定公園をはじめとする自然公園の保全・活用や適切な森林の整備を進めるとともに、森林・里山等のレクリエーションでの活用を促進します。

また、森林の4機能や森林環境管理についての理解・関心を深め、森林と人との恒久的な共生に関する意識を醸成するため、森林をフィールドとしたイベントの開催や森林に関する環境教育の機会づくりに取り組みながら、これらの担い手となる人材を養成します。

これらの取組を通して、森林と人との良好な関係を築きながら、交流人口の増加による山村地域の活性化を図り、森林を将来にわたって県民の貴重な財産として引き継いでいくことを目指します。

### <目標>

森林レクリエーションの場や機会づくりを推進します。

### <関連指標>

指標設定の趣旨	指標項目	現況値 R6(2024)	目標値 R12(2030)
森林の利用者数を評価する指標として活用	自然公園等の利用者数	12,632 千人/年 [R5]	14,000 千人/年
イベント等の活用を評価する指標として活用	体験学習(森の学校)への参加者数(期間累計)	2,439 人 [R3-R7 累計]	3,100 人 [R8-R12 累計]

### <小施策>

#### (1) レクリエーションの場づくり

奈良県森林環境税県民等意識調査(令和6(2024)年度実施)では、回答者の約 50%が年に数回以上森林に立ち入っていることがわかりました。国立、国定公園をはじめとする自然公園でのレクリエーション利用者は、新型コロナウイルスの影響により一時的に減少しましたが、その後、増加傾向にあります。

県民が気軽に森林に立ち入り、快適にレクリエーション活動を行えるよう、自然公園の保全・活用やレクリエーション機能を有する森林の整備を進めるとともに、森林・里山等におけるレクリエーション活動の活性化を図ります。

(事業例)

- 自然公園の保全・活用
- 森林におけるレクリエーションの場づくりの支援

## (2) イベント等の活用によるレクリエーションの機会づくり

森林は、セラピー、エコツアー、文化体験、レクリエーション活動等の場となり、心身の健康を回復できる機会を提供してくれます。

このような森林の持つレクリエーション機能への理解・関心を深め、森林と人との恒久的な共生の意識を醸成させるためにも、森林をフィールドとしたイベントの開催や森林に関する環境教育の機会づくりに取り組み、その成果を地域の活性化に繋いでいきます。

(事業例)

- イベント等の活用による森林レクリエーションの機会づくり
- 森林環境教育の推進

### III 生物多様性の保全・再生

#### 【施策の方向】

生物多様性の保全と再生の推進を図り、本県の豊かな自然環境を将来の世代に継承するため、「生物多様性なら戦略」に基づき、施策を推進します。特に3つの目標として、「生物多様性の主流化」、「生物多様性の保全と再生」、「生態系サービスの持続可能な利用」を掲げ、県民、民間団体、企業や教育・研究機関等と連携・協働して生物多様性の保全・再生の推進を図ります。

※生物多様性の主流化:人々の生活や様々な社会経済活動において、生物多様性の保全と持続可能な利用に配慮することが当たり前の社会を目指すこと

#### 【現況・目標値(指標設定による評価)】

指標設定の趣旨	指標項目	現況値 R6(2024)	目標値 R12(2030)	施策体系
生物多様性の主流化の取組を評価する指標として活用	「生物多様性」認知度	49.9% [R4]	80%	生物多様性の主流化
	自然公園利用者数	12,632 千人/年 [R5]	14,000 千人/年	
生物多様性の保全と再生を評価する指標として活用	自然公園指導員数	31 人	60 人	生物多様性の保全と再生
	混交林への誘導整備面積(期間累計)	227ha	380ha	
生態系サービスの持続可能な利用を評価する指標として活用	みどりの食料システム法認定のべ認証者数	88	218	生態系サービスの持続可能な利用
	林業の新規就業者数(期間累計)	100 人 [R3-R5]	191 人 [R8-R12]	
	「なら生物多様性ネットワーク」参画団体数	87 団体	90 団体	

## 1 生物多様性の主流化

### <現状・課題>

本県では、この10年余り「生物多様性」という言葉の認知度が50%程度から伸びていません。また、生物多様性の重要性についても理解が進んでいません。短期的には、生物多様性保全に配慮しない開発の方が経済的に思えても、長期的な視点から考えれば、生物多様性の損失が莫大な経済的損失を生み、人類の生活、生命に大きな影響を与えます。広く自然に親しむことで、自然を愛する気持ちを育むとともに、生物多様性の損失が人類にとっての損失となることを周知、啓発し、生物多様性の保全・再生の機運を高める必要があります。

### <目標>

経済効率偏重の社会を脱し、人々の生活や様々な社会経済活動において、生物多様性の保全と持続可能な利用に配慮することが当たり前の社会を目指します。

### <関連指標>

指標設定の趣旨	指標項目	現況値 R6(2024)	目標値 R12(2030)
生物多様性の主流化の取組を評価する指標として活用	「生物多様性」認知度	49.9% [R4]	80%
	自然公園利用者数	12,632 千人/年 [R5]	14,000 千人/年

### <小施策>

#### (1) 生物多様性を調べ、学ぶ取組

生物多様性保全、再生のためには、まずは現状の実態を調べ、学ぶことが必要です。そのために、生物多様性について学ぶイベントや研修会、環境教育を実施するとともに、生物多様性保全に取り組む関係団体と連携して、生物多様性について学べる情報を発信します。また、本県内において生物調査を行い、奈良県野生生物目録、奈良県版レッドデータブック、奈良県外来種リストを定期的に更新し、生物多様性の維持・増進の基礎資料を整備します。

(事業例)

- 生物多様性について学ぶイベントや研修会、環境教育の実施
- 奈良県野生生物目録、奈良県版レッドデータブック及び奈良県外来種リストの定期的な更新
- 生物多様性保全に取り組む関係団体と連携した生物多様性について学べる情報の発信
- 奈良の生き物情報調査の実施
- 河川水辺の国勢調査及び河川環境情報図の作成
- 生き物、自然と触れ合う体験の提供

## (2) 生物多様性を楽しむ取組

生物多様性の保全と持続可能な利用に配慮することが当たり前の社会を目指すためには、人々が生物多様性の素晴らしさを身近に感じ、楽しむことが重要です。生物多様性を楽しむことによって、人々は自然の価値を理解し、尊重する意識が高まります。その結果、生物多様性へ配慮する機運が高まることが期待されます。そのために、生物多様性保全に取り組む関係団体と連携して、生物多様性を活かし、楽しむ情報を発信します。また、自然観察会や各種体験会など、自然と触れ合うイベントを開催します。

(事業例)

- 生物多様性保全に取り組む関係団体と連携した生物多様性を活かし、楽しむ情報の発信
- 自然観察会や各種体験会などのイベント開催
- 「ならジビエ」の認知度向上と消費拡大
- ならグリーン・ツーリズムによる情報発信
- 「歩く・なら」観光の推進
- 自転車周遊環境の整備推進
- 農家民宿等の促進
- 農業体験交流型イベントの実施

## (3) 生物多様性を活かす取組

生物多様性は、美しい景観を織りなし、食物、水、空気など多くの恵みを与えてくれます。これらの自然の恵みを活かす取組を行うことは、生物多様性の保全と再生に寄与します。そのために、生物多様性保全に取り組む関係団体と連携して、生物多様性を活かし、楽しむ情報を発信します。また、自然観察会や各種体験会など、自然と触れ合うイベントを開催します。

(事業例)

- 生物多様性保全に取り組む関係団体と連携した生物多様性を活かし、楽しむ情報の発信
- 自然観察会や各種体験会などのイベント開催
- 「ならジビエ」の認知度向上と消費拡大
- ならグリーン・ツーリズムによる情報発信
- 「歩く・なら」観光の推進
- 自転車周遊環境の整備推進
- 農家民宿等の促進
- 農業体験交流型イベントの実施

## 2 生物多様性の保全と再生

### <現状・課題>

人類史上かつてない速度で地球全体の自然環境が変化しています。この直接的な要因であり、最大の要因となっている土地の開発など、人為的な要因による環境の危機に対応する取組が求められます。また、生物多様性は文化、景観への影響も大きいことから、保護地域などの重要地域だけでなく、身近な自然環境についても保全の取組が必要です。

## <目標>

自然と共生する持続可能な社会を目指し、保護区などの重要地域はもちろんのこと、身近な自然においても生物多様性の保全と再生に努めます。

## <関連指標>

指標設定の趣旨	指標項目	現況値 R6(2024)	目標値 R12(2030)
生物多様性の保全と再生を評価する指標として活用	自然公園指導員数	31人	60人
	混交林への誘導整備面積(期間累計)	227ha	380ha

## <小施策>

### (1) 重要地域の保全

生物多様性保全のためには、生息・生育地の保護が必要です。昆明・モンリオール生物多様性枠組で掲げられている目標である 30by30(サーティ・バイ・サーティ)は、令和 12(2030)年までに生物多様性の損失を食い止め、自然をプラスに増やしていく「ネイチャーポジティブ」というゴールに向け、令和 12(2030)年までに陸と海の 30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標です。本県で何らかの保護が行われているものには、「自然公園」、「自然環境保全地域」、「鳥獣保護区」、「近郊緑地保全地区」、「天然記念物」、「保安林」などがあります。本県ではこれらの合計面積が占める割合は 31.8%(環境省調べ)となっており、30%を越えています。さらに、本県内には全国屈指の数の史跡・名勝があります。陵墓などでは良好な自然環境が保全され、多くの生きものの住処となっており、それらを加えるとさらに保全面積は大きな数字となります。

これら昔から重要地域として開発規制などが行われてきた場所についても、生物多様性という視点では十分に認知されているとは言えない状況です。これら重要地域について、生物多様性の視点が重視されるよう、取組を進めます。

(事業例)

- 天然記念物や特定希少野生動植物、ホットスポットの現況把握と保護
- 自然公園法および県立自然公園条例に基づく規制・指導及び指定植物保護の普及啓発
- 自然公園指導員の増員及び自然公園利用者のマナー向上
- 自然公園の価値の周知及び利用促進
- 奈良県自然環境保全条例等による規制・指導
- 生物多様性に配慮した鳥獣保護区の指定

### (2) 身近な自然環境の保全

奥山の原生林や、普段は身近に感じることはない天然記念物の保全はもちろん重要ですが、人々の身近にある自然環境にも、貴重な生物たちの生態系が存在しています。身近なためにかえって見落とされがちな自然環境の保全も極めて重要です。身近な自然環境は、本県の多様な文化や景観に深く関わっていることから、文化的な観点からも重要な意味を持っています。

また、世界目標である 30by30 においては、里山のように保護地域として指定されていないにもかかわらず豊かな自然環境が守られている場所を OECM と定義し、そのような場所を増やす努力が掲げ

られています。

このような世界状況も踏まえた上で、生物多様性や文化の視点から、身近な自然環境についても保全の取組を進めます。

(事業例)

- 人工林から生物多様性の高い混交林への誘導
- 生物多様性の保全に寄与する人工林の整備促進
- 里地里山、ため池等の公益的機能の普及啓発
- 農業農村整備における生物多様性への配慮
- 河川水辺の国勢調査及び河川環境情報図の作成
- 奈良の生き物情報調査の実施
- 自然共生サイト認定に係る技術的助言等の支援
- 荒廃農地の発生防止

### **(3) 野生動植物の保護と管理**

生物多様性の保全・再生のためには、野生動植物の現況を把握し、その情報を発信するとともに、希少野生動植物の保護や、外来種対策を適切に推進します。また、在来種でもニホンジカ、イノシシについては、生息数が増加し、農林産物や生態系に影響を及ぼしていることから、計画的な個体数管理に取り組みます。

(事業例)

- 奈良県野生生物目録、奈良県版レッドデータブック及び奈良県外来種リストの定期的な更新
- 多様な主体と協働した持続的な希少野生動植物の保護
- 外来種に関する講習会の開催
- 「特定鳥獣管理計画」や「防除実施計画」に基づく対策の実施
- 鳥獣保護区の指定

### **(4) 生物多様性保全・再生の担い手育成**

生物多様性の保全・再生においては、地域に根ざし、長期にわたって継続的に環境保護活動を行う団体の存在が必要不可欠です。しかし昨今、環境保護団体に新しく加わる若者が少なく、多くの団体が高齢化が進行しています。また、自然を守る自然公園指導員も、年齢構成の偏りにより、退任者数が新規着任者数を上回る状況が続いています。

長期にわたる環境保護活動には、活動地域の自然に関する知識や技術、活動ノウハウの継承が必要ですが、このままではそのような知恵が途切れる恐れがあり、早急な担い手の育成が必要です。そのために、人手が必要な環境保全団体と、環境にかかわるボランティア活動を希望する人とのマッチングに努めます。また、生物多様性保全・再生に係わる新たな人材および多様な担い手の育成に努めます。

(事業例)

- 環境保全団体とボランティアを希望する人とのマッチング
- 生物多様性保全・再生に係わる人材の育成
- 現役世代でも取り組める活動の情報発信

- 環境保全活動へのインセンティブの検討
- 奈良県森林環境管理士・奈良県森林環境管理作業士の養成
- 奈良県フォレスターの計画的配置
- 森林環境教育の推進

### 3 生態系サービスの持続可能な利用

#### <現状・課題>

生物多様性がもたらす生態系サービスの持続可能な利用は、生物多様性を保護し、同時に人間のニーズを満たす方法を探る難しい課題です。しかしその両者を両立させなければ、生物多様性の損失はもはや回復不可能なレベルに至るとされています。生物多様性の保全・再生と利用の両立を目指す取組が求められます。

#### <目標>

生物多様性が生み出す数々の恵み、生態系サービスを未来の子供たちにつないでいくため、県民生活、企業活動、行政施策など、全ての場面において生物多様性に配慮します。

#### <関連指標>

指標設定の趣旨	指標項目	現況値 R6(2024)	目標値 R12(2030)
生態系サービスの持続可能な利用を評価する指標として活用	みどりの食料システム法認定のべ認証者数	88	218
	林業の新規就業者数(期間累計)	100人 [R3-R5]	191人 [R8-R12]
	「なら生物多様性保全ネットワーク」参画団体数	87団体	90団体

#### <小施策>

##### (1) 農林水産業における取組

農林水産業は、自然の持つ物質循環機能を利用して、私たち人間の生存に欠かせない食料や生活資材を供給する生産活動であり、その物質循環機能を維持できなければ、持続可能な農林水産業は成り立ちません。

近年、農山村の過疎化、高齢化による担い手の減少などにより、農林水産業が停滞しています。里山林利用の低下や耕作放棄地の増加などにより、里地里山に昔から見られた生きものが減少し、鳥獣被害は深刻化しています。里地里山の環境は、人間活動により維持されてきた自然環境であるため、その生態系の維持を視野に入れた農林水産業の振興や中山間対策を推進します。

(事業例)

- 環境負荷低減事業活動等の推進
- 環境に優しい農業に取り組むみどりの食料システム法認定の推進
- 奈良県森林環境管理士・奈良県森林環境管理作業士の養成
- 新規林業就業者の確保・育成・定着への支援
- 同水系由来の溪流魚の放流と人工産卵床の造成の支援

- 農地及び農業用施設の保全管理
- 地球温暖化防止・生物多様性保全効果の高い営農活動の推進
- 荒廃農地の発生防止
- カワウの生息状況調査、駆除及び防除対策
- 施業放置林の解消
- 混交林化(恒続林化・自然林化)の推進
- 皆伐後再造林の促進
- 森林資源を活用した山村地域の活性化

## **(2) 公共事業・地域開発・企業活動における生物多様性への配慮**

生態系サービスの持続可能な利用を続けていくためには、公共事業や地域開発、企業開発においても、十分な配慮が必要です。

環境影響評価などの環境配慮制度を活用しながら、生物多様性の劣化を最小限に抑えるための取組を促進します。

公共事業・地域開発・企業活動にあたっては、持続可能性に配慮する必要があり、事業活動による生物多様性への影響を可能な限り定量的に把握し、その結果を踏まえた戦略や目標を設定の上、影響を減少させるよう活動を行い、これらの情報を公表していくことが求められます。

環境に配慮した商品にはエコラベルなど、環境に配慮していることを示すマークが付けられていることがありますが、その意味を知る人は現状、多くはありません。このため環境に配慮していることを示す表示について認知度を高める取組を行います。

これまで、公共事業や企業活動などの人間活動によって、生物多様性は劣化の一途をたどってきました。ここで生物多様性の劣化を食い止め、ネイチャーポジティブ(自然再興)を目指すため、生物多様性への配慮の重要性に関する周知啓発と、適切な法的規制を行っていきます。

(事業例)

- 環境に配慮した会社や商品を選択することの重要性の発信
- 環境影響評価制度の推進
- 環境配慮指針の普及啓発
- 公共事業における環境配慮
- 自然公園法および県立自然公園条例に基づく規制・指導及び指定植物保護の普及啓発

## IV 循環型社会の構築

### 【施策の方向】

「ものを大切にする」意識をさらに醸成しながら、廃棄物対策の取組を通して、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷が低減される循環型社会の構築を目指します。

また、これまで県と市町村が連携して進めてきた各種取組を継続・発展させながら、奈良県の地域特性に適した3R等を促進することにより、さらなる「ごみの減量化」に向けて多様な主体による積極的な実践活動の普及・拡大を図ります。

### 【現況・目標値(指標設定による評価)】

指標設定の趣旨	指標項目		現況値 R6(2024)	目標値 R12(2030)	施策体系
ごみの減量化を評価する指標として活用	ごみの排出量	一人1日あたりのごみの排出量(一廃)	841g/人・日 [R5]	821g/人・日* [R9]	廃棄物の排出抑制の促進
		産業廃棄物排出量	1,433千t [R2]	1,433千t* [R9]	
	食品ロス	食品ロス問題を認知して削減に取り組む県民の割合	85.6% [R7]	90%	廃棄物の循環的利用の促進
	リサイクル率	一般廃棄物	15.7% [R5]	19.3%* [R9]	
産業廃棄物		41.7% [R2]	44.8%* [R9]		
一般廃棄物処理の広域化を評価する指標として活用	一般廃棄物処理施設数		18	14	県・市町村の連携・協働の推進

※この目標値は、令和9(2027)年度に策定する県廃棄物処理計画により見直す予定です。

# 1 廃棄物の排出抑制の促進

## <現状・課題>

廃棄物対策は、まず何より廃棄物を排出しない(「ごみゼロ生活」)ということが重要です。廃棄物を発生させない生活スタイルや事業形態に転換することが大切であることから、廃棄物の排出抑制・減量化などの環境保全に対する意識を高め、自発的な循環型社会構築が推進されるように県民及び事業者等の意識を醸成することを目標として施策を実施します。

## <目標>

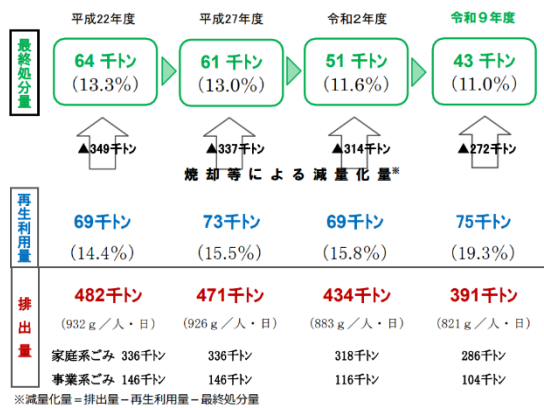
一人1日あたりのごみ排出量(一廃)目標値 821gの達成を目指します。

## <関連指標>

指標設定の趣旨	指標項目	現況値 R6(2024)	目標値 R12(2030)
ごみの減量化を評価する指標として活用	ごみの排出量	一人1日あたりのごみの排出量(一廃)	821g/人・日※ [R9]
		産業廃棄物排出量	1,433千t [R9]
	食品ロス	食品ロス問題を認知して削減に取り組む県民の割合	85.6% [R7]

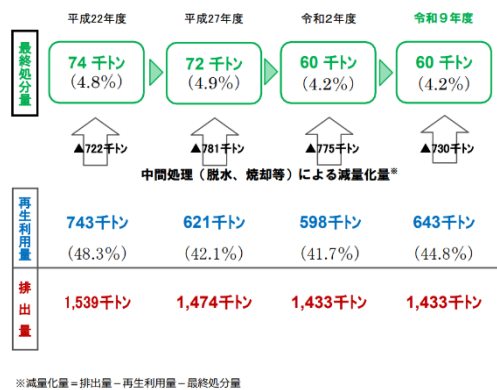
※この目標値は、令和9(2027)年度に策定する県廃棄物処理計画により見直す予定です。

図5-4-1 一般廃棄物の目標値



(出典: 廃棄物対策課)

図5-4-2 産業廃棄物の目標値



(出典: 廃棄物対策課)

## <小施策>

### (1) 「ごみゼロ生活」の推進

資源循環型の持続可能な社会を形成していくためには、環境への負荷の少ない生活スタイルをより広く実践していくことが大切です。そのため、県民一人ひとりが、出来る限りごみを出さない暮らし(「ごみゼロ生活」)を意識し実践していく必要があります。

そこで本県は、市町村、関係機関・団体等との連携・協働により、イベント・講習会、ホームページ

など様々な機会を通して、「ごみゼロ生活」実現に向けた県民への啓発等の取組を推進します。

(事業例)

- 奈良県環境県民フォーラムによる普及啓発(環境にやさしい買物キャンペーン等)
- イベント・講習会等による情報発信
- 地域での環境学習等への支援
- 資源ごみの集団・拠点回収の促進
- ごみ減量化・リサイクルに取り組む模範団体等の顕彰

## **(2) 食品ロス削減への対応**

本来食べられるのにもかかわらず廃棄されている食品ロスを削減するため、消費者や事業者等に対する食品ロス削減に向けた啓発、未利用食品の活用を図るとともに、脱炭素や、農業、観光等の他分野とも連携した取組や事業系食品ロス削減にかかる施策を推進します。

(事業例)

- 奈良県環境県民フォーラムによる普及啓発(環境にやさしい買物キャンペーン等)
- 教育委員会と連携したこどもや若年層への啓発
- フードバンク活動団体等の取組への協力とその活動の周知
- 未利用食品を提供できる事業者と提供を希望する団体等とのマッチングシステムの本格実施
- イベント等でのフードドライブの呼びかけ
- 飲食店等における食べきりを呼びかける「3010運動」の推進
- 企業が取り組む食品ロス対策に関する先進的な取組の発掘・発信
- 事業系食品ロス対策に関する新事業アイデアの表彰制度の創設・実践支援
- 排出事業者等への環境カウンセラー(環境省登録)の派遣

## **(3) 技術・研究開発の促進**

事業活動に伴って排出される廃棄物を削減するため、県内の排出事業者が取り組む廃棄物の排出を抑制するための研究開発や設備導入を支援・促進します。

(事業例)

- 排出事業者の研究開発、設備導入への支援
- 公設試験研究機関による研究開発の促進
- 排出事業者等への環境カウンセラー(環境省登録)の派遣

## **(4) 事業者の自主的取組の促進**

事業活動に伴う廃棄物の排出量は、景気の動向や観光需要などの影響も受けており、引き続き、事業者の自主的な取組による排出抑制を促進する必要があります。県・市町村は、事業者に対して、排出事業者責任や拡大生産者責任の徹底について啓発・指導を行うとともに、多量排出事業者に対し減量化計画の策定を促し、計画に基づく排出抑制や資源化の実施について積極的に指導します。

(事業例)

- 多量排出事業者に対する減量化計画策定・実施の指導
- 排出事業者の研究開発、設備導入への支援
- 排出事業者等への環境カウンセラー(環境省登録)の派遣

- プラスチック代替素材・環境配慮設計(軽量化、解体しやすい設計等)がなされた製品の利用促進
- 環境マネジメントシステム導入とグリーン購入の促進
- 飲食店等における食べきりを呼びかける「3010運動」の推進

### (5) ごみの排出抑制のための経済的手法の導入促進

ごみの排出抑制・減量化をさらに効果的に進めていくためには、ごみ処理にかかる事業費や排出量に応じた費用負担の公平化などに対する県民の理解が必要です。家庭系ごみ処理の有料化は、令和4(2022)年度末までに県内 30 市町村で既に導入されており、排出抑制や減量化を促進するための経済的インセンティブ策として一定の効果が確認されていることから、今後も推進していく必要があります。本県としては、市町村の実情を把握するとともに、必要な情報の提供に努めます。

また、事業系ごみについても、実際の処理費用と比較した場合に適正な費用負担を求めるという観点から、市町村に対し処理手数料の見直し等の必要性について情報提供等を継続的に実施します。

(事業例)

- 家庭系ごみ処理有料化の促進

## 2 廃棄物の循環的利用の促進

### <現状・課題>

奈良県の廃棄物の再生利用率は、一般廃棄物、産業廃棄物ともに、全国平均よりも低い水準にあり、廃棄物の循環的利用に特に重点的に取り組む必要があります。そのため、廃棄物の排出抑制(リデュース)に取り組み、そのうえで排出される廃棄物については、可能な限り再使用(リユース)もしくは再生利用(リサイクル)を一層促進することを目標として施策を実施します。再生利用の推進にあたっては、マテリアルリサイクル(材料再生)はもとより、サーマルリサイクル(熱利用)にも着目し、廃棄物系バイオマス等の有効利用や廃棄物利用の再生製品化のための研究開発や普及拡大を促進します。

### <目標>

リサイクル目標値(一廃 19.3%、産廃 44.8%)の達成を目指します。

### <関連指標>

指標設定の趣旨	指標項目		現況値 R6(2024)	目標値 R12(2030)
ごみの減量化を評価する指標として活用	リサイクル率	一般廃棄物	15.7% [R5]	19.3%* [R9]
		産業廃棄物	41.7% [R2]	44.8%* [R9]

※この目標値は、令和9(2027)年度に策定する県廃棄物処理計画により見直す予定です。

## ＜小施策＞

### (1) 各種リユース(再使用)・リサイクル(再生利用)の促進

循環型社会を形成していくためには、これまで「廃棄物」とされていたものを資源ととらえて、地域の特性や循環資源の性質に応じて最適な「循環経済(サーキュラーエコノミー)」を形成することが大切です。そのため、県民や事業者の自発的な取組はもとより、県・市町村、関係機関等が連携した取組の充実を図り、県内での資源循環の体制の強化を進めます。また、全国平均と比べて再生利用が進んでいない家庭系のペットボトル・容器包装プラスチック、事業系の食品廃棄物等の資源化促進に取り組めます。具体的には、市町村及び事業者等への分別促進に関する啓発・情報提供・指導などを通じ、各分野・各主体の取組を促進します。

(事業例)

- 個別リサイクル法の促進
- 奈良県リサイクル認定製品の普及拡大
- 排出事業者の研究開発、設備導入への支援
- イベント・講習会等での情報発信
- 県内へのリサイクル事業者の誘致促進
- 事業者と連携したペットボトル自主回収の促進

### (2) バイオマス(家畜ふん尿・下水汚泥等)による再利用・多様なエネルギー源の研究

廃棄物の再利用を進めていくうえで、生ごみ(食品廃棄物)や家畜ふん尿、下水汚泥などをバイオマス資源として有効利用していくことも課題となっています。廃棄物系バイオマスの有効利用には、廃棄物処理費を費用の一部として活用できる可能性があること、事業系廃棄物は比較的まとまった量が特定の場所で発生することなどの特徴があります。今後、地域の実情等も踏まえ、市町村、関係機関、事業者等との連携・協働により、県内での処理体制の強化、廃棄物系バイオマスの再利用や多様なエネルギー源として活用するための研究開発、関連産業の育成、市場拡大等に積極的に取り組めます。

(事業例)

- 下水汚泥活用プロジェクトの検討・推進
- 下水汚泥のセメント原料化等の検討・促進
- 食品リサイクルの促進
- 耕畜連携によるたい肥利用拡大の推進
- 排出事業者の研究開発、設備導入への支援
- 県内へのリサイクル事業者の誘致促進
- 公設試験研究機関等による研究開発の促進

### (3) 廃棄物利用の再生製品化・流通促進

廃棄物の循環的利用を図るためには、廃棄物を地域資源と捉え地域消費する取組が大切です。本県では、県内の廃棄物等を利用して製造加工された製品を平成 15(2003)年度より「奈良県リサイクル認定製品」として認定しており、引き続き、再生製品の質的向上を図るとともに、流通促進のための普及拡大等に積極的に取り組めます。

(事業例)

- 奈良県リサイクル認定製品の普及拡大
- 環境関連イベント等での情報発信
- グリーン購入の促進

#### **(4) 技術・研究開発の促進**

廃棄物の循環的利用を促進するため、県内事業者が取り組む廃棄物を再生利用するための研究開発や設備導入を支援・促進します。また、公設試験研究機関(産業振興総合センター、農業研究開発センター、森林技術センター、畜産技術センター等)を拠点として、産官学の連携により、廃棄物の再生利用に資する先進技術の開発を促進します。

(事業例)

- 排出事業者の研究開発、設備導入への支援
- 公設試験研究機関による研究開発の促進

#### **(5) 行政によるプラスチックごみ再生利用の促進**

プラスチック資源循環法に基づき、プラスチックごみの排出抑制や再資源化等のプラスチックの資源循環の推進が求められています。そこで、プラスチックごみ由来の「奈良県リサイクル認定製品」や環境配慮設計がなされたプラスチック製品を率先して利用し、その拡大普及を促進します。

(事業例)

- 奈良県リサイクル認定製品の普及拡大
- グリーン購入の促進
- 排出事業者の研究開発、設備導入への支援
- 公設試験研究機関による研究開発の促進
- 県庁内で使用するプラスチック製品等については、リサイクル素材やバイオプラスチック等で作られた製品の優先調達

### **3 廃棄物の適正処理の推進**

#### **<現状・課題>**

循環型社会の構築のためには、廃棄物を適正に処理することが必要不可欠です。廃棄物の排出事業者及び処理事業者に対し、適正処理推進のための周知・啓発等を行うことにより、排出事業者責任の徹底、優良処理業者の育成に努めます。

また、廃棄物の適正処理にあたっては、処理施設の安定的確保が必要です。近畿2府4県 169市町村が参画している広域処理事業「大阪湾フェニックス計画」を引き続き推進するとともに、市町村等の廃棄物処理施設の計画的整備を促進します。

#### **<目標>**

廃棄物の適正処理を徹底します。

## ＜小施策＞

### (1) 排出事業者責任の徹底

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければなりません。すなわち、生産工程や流通・販売過程において可能な限り廃棄物を抑制するとともに、再使用・再生利用を行い、最終的に廃棄物として排出するものについては、環境への負荷の低減に配慮しつつ、その処理を委託するときには、適正な対価の負担、マニフェストの交付など、排出事業者としての責任を履行しなければなりません。

また、県内で排出される産業廃棄物の約2割を占める建設系廃棄物の適正処理を確保することも重要です。建物解体工事等に伴う分別解体、アスベスト廃棄物の適正処理、廃材の再資源化等を一層徹底するための取組を強化していく必要があります。

さらに、排出事業者責任を徹底するための研修の実施、多量排出事業者処理計画の作成指導等により、排出事業者の取組を支援します。

(事業例)

- 産業廃棄物管理責任者研修の実施
- 排出事業者への立入調査・指導
- 多量排出事業者処理計画の作成指導、改善支援
- 電子マニフェストの導入促進
- 建物解体工事等の適正実施の指導・啓発等の強化(分別解体、アスベスト処理、再資源化等)
- 建設系廃棄物の適正処理に関する研修等の実施

### (2) 優良処理業者の育成

産業廃棄物の不適正処理のリスクを低減するためには、より優良な処理事業者を育成し、業界全体のレベルアップを図ることが求められています。県は、平成 23(2011)年度から優良産業廃棄物処理事業者認定制度により、法令等に定められた基準よりも厳しい基準をクリアした産業廃棄物処理事業者を優良業者として認定しており、既に 295 事業者が認定(令和6(2024)年度末)されています。引き続き、本制度の普及を図るとともに、産業廃棄物処理事業者に対して、法制度や技術に関する専門的な研修を実施するなど、信頼できる産業廃棄物処理体制の構築に向けた事業を実施します。

(事業例)

- 優良産業廃棄物処理事業者認定制度の普及促進
- 優良産業廃棄物処理事業者育成研修の実施
- 電子マニフェストの導入促進

### (3) 産業廃棄物処理施設周辺の環境保全

産業廃棄物処理事業者は、法令等に基づき、処理施設の構造や維持管理の基準を遵守し、周辺の生活環境を保全する責務があります。本県は、必要に応じて処理事業者に対して指導及び助言を行うとともに、市町村の協力を得て、処理施設周辺の水質検査や臭気検査などを行い、周辺生活環境の保全を図ります。

(事業例)

- 産業廃棄物処理施設の定期検査の実施
- 産業廃棄物処理施設(埋立最終処分場)の水質・臭気等検査の実施

- 閉鎖最終処分場の維持管理に係る指導・監視
- 監視パトロールの実施

#### **(4) 有害廃棄物の適正処理の推進**

事業者は、人の健康や生活環境に深刻な悪影響を及ぼすおそれのあるアスベスト含有廃棄物やPCB 廃棄物をはじめとした有害廃棄物の適正かつ安全な処理体制の整備に努める必要があります。本県は、事業者に対し、適正処理をより確実なものとするため、必要な技術的助言を行うとともに、指導・監視の強化を図ります。

アスベスト含有廃棄物の取り扱いに関しては、事業者に対して、関係法令等についての周知、遵守指導を行い、適正処理の徹底を図ります。

また、PCB 廃棄物等については、県内の保管状況を把握するとともに、奈良県 PCB 廃棄物処理計画に基づき、計画的処理を推進します。

(事業例)

- PCB 廃棄物等の計画的処理の推進
- 建物解体工事等の適正実施の指導・啓発等の強化(分別解体、アスベスト処理、再資源化等)
- 奈良県アスベスト問題対策会議の運営
- 感染性廃棄物の排出事業所への立入調査・指導

#### **(5) ごみ処理施設の安定的確保**

市町村は、一般廃棄物処理計画について必要な見直し等を行いながら、一般廃棄物処理施設の整備・運営にあたっては、再資源化や熱回収による発電等など、循環型社会推進に資する事業実施に努め、本県は、市町村からの要請等に応じて、技術的な助言、情報提供等を行います。

また、既存施設の更新時期や地理的条件、人口予測なども踏まえ、処理の広域化等によるコスト縮減、環境負荷の低減を図っていくことが求められています。

最終処分場に関しては、引き続き近畿2府4県 169 市町村による公共関与・広域型の大阪湾圏域広域処理場整備事業である大阪湾フェニックス計画の推進に取り組むとともに、近畿府県の動向や大規模災害時の対応などを視野に入れ、市町村が保有する施設を含め県内における最終処分施設の将来見通し及び安定的な確保のあり方についても、長期的な視点で調査・検討します。

(事業例)

- 市町村等の一般廃棄物処理施設の計画的整備
- 一般廃棄物処理の広域化促進
- 大阪湾フェニックス計画の推進

#### **(6) し尿等の処理対策の推進**

し尿処理は、地域の実情を踏まえ、市町村等の各設置主体による処理施設の整備促進を図り、公共用水域等への環境影響の低減に努めます。また、県及び市町村は、下水道、農業集落排水処理施設、浄化槽などの汚水処理施設について、地域の実情に応じ計画的・効率的な整備を図ります。また、浄化槽によるし尿等の適正な処理を図るため、浄化槽の検査・点検、清掃等の実施を確保するための啓発・指導等を強化します。

(事業例)

- 浄化槽の法定検査、保守検査、清掃等の実施促進
- し尿処理施設、汚水処理施設の計画的整備
- し尿処理施設の故障等に備えた市町村間相互支援

#### **(7) 廃棄物処理における脱炭素化の促進**

2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現に向け、廃棄物処理においても温室効果ガス排出量を削減していくことが課題となっています。廃棄物処理施設で得られるエネルギー(発電等)を有効利用するなど、エネルギー起源CO<sub>2</sub>の排出抑制を図ります。

(事業例)

- 廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏の促進
- 廃棄物焼却施設における廃棄物発電(エネルギー回収型廃棄物処理施設)の整備促進
- 木質バイオマスによる発電の促進

### **4 廃棄物の不法投棄・不適正処理の撲滅**

#### **<現状・課題>**

廃棄物の不法投棄や不適正処理は、生活環境保全上の支障を引き起こし、廃棄物処理に対する県民の不信感を生み出す要因となっています。これまでも監視・指導等を強化してきたところですが、依然、不法投棄等が後を絶たないのが現状であり、引き続き、県民、市町村、関係機関等との連携を密にし、なお一層の取り組み強化を図ります。

また、近年、使用済家電製品など家庭から排出される一般廃棄物の不適正処理も問題となってきていることから、事業者等の指導、県民への啓発活動を強化するなど、不適正処理対策を徹底するための施策を実施します。

#### **<目標>**

ごみの不法投棄や不適正処理の撲滅を目指します。

#### **<小施策>**

##### **(1) 県民総監視ネットワークの推進**

これまで民間団体や事業所の協力による「不法投棄見張り番」や奈良県地域環境保全推進員、不法投棄ホットライン等による通報など、県民総監視のネットワークを作り、市町村、関係機関等と連携して、不法投棄等の早期発見、撲滅に努めてきましたが、不法投棄等は依然後を絶たず、さらに対策の強化が必要なことから、引き続き、各方面の協力を得ながら、不法投棄等を撲滅するための取組を推進します。

(事業例)

- 「不法投棄見張り番」協力団体・事業所等の拡充
- 地域環境保全推進員による活動促進
- 不法投棄ホットライン(県民からの通報窓口)の運営
- 民間警備会社による監視パトロールの強化

- 警察との連携(スカイパトロール・路上検査)
- 県境付近での他府県合同の路上検査の実施
- 市町村による不法投棄防止対策支援

## **(2) 悪質事案対策の強化**

不法投棄や不法焼却、不適正処理に対しては、監視パトロールの強化、行為者等への指導等を行っているものの、手口が悪質・巧妙化するとともに、是正まで長期化する案件も出てきているのが現状です。県は、指導しても改善が見られない悪質事案などについては、法令に基づく行政処分や刑事告発も念頭に、関係機関との連携を密にして厳正に対処していきます。

(事業例)

- 悪質事案に対する特別監視・指導の強化

## **(3) プラスチックごみの削減**

プラスチックは賢く付き合えば私たちに恩恵をもたらすものですが、不適正な管理等により海洋に流出した海洋プラスチックごみが、生態系を含めた海洋環境の悪化や海岸機能の低下、景観への悪影響等の様々な問題を引き起こしている現状を受け、県内の河川から海にプラスチックごみを流さない取組を推進することが必要です。そのため、これまで取り組んできた廃棄物の不法投棄、不適正処理の撲滅、排出抑制の促進、循環利用の促進を引き続き実施するとともに、プラスチックごみの実態の周知・啓発、事業者への指導・広報の強化に取り組めます。

(事業例)

- 県内の河川から海にプラスチックごみを流さない取組の強化
  - ・多量排出事業者に対するごみの適正処理、洪水時の場内管理等の指導
  - ・プラスチックごみ対策啓発イベントの開催
  - ・広報誌やパンフレット等による情報発信
- 多様な主体の連携・協働による実践活動の促進

## **(4) 使用済家電等の不適正処理対策の推進**

使用済家電等の不適正処理を撲滅するため、引き続き関係機関等とも連携しながら、情報の共有化や回収事業者への立入調査・指導等の検討・実施に取り組めます。

この問題を解決していくためには、消費者向けに適正処理を呼び掛けていくことも必要です。そのため、県は市町村とともに、広く県民に「無許可業者を利用することが法令違反であること」等の周知・啓発を図っていきます。

(事業例)

- 使用済家電等の回収事業者への立入調査・指導等の強化
- 県民(消費者)への啓発

## **(5) 県民参加型の環境美化活動の促進**

地域住民による河川・道路等の公共空間への植栽や清掃等による環境美化活動を通して、不法投棄等を抑制する環境づくりを進めるとともに、ごみ問題や環境保全に対する県民意識の高揚を図ります。

(事業例)

- 住民参加による道路・河川等の植栽や清掃活動
- 市町村と地域住民の協働による環境美化活動や環境イベント等の促進

## **(6) 不法投棄等の撲滅に向けた啓発の推進**

奈良県の豊かな自然環境を守っていくためには、不法投棄を「しない」「させない」「許さない」という強い意識の醸成が必要です。県では、不法投棄ホットラインの運営、市町村、関係機関、団体等と連携して、春の不法投棄廃棄物の一斉撤去、6月の環境の日・環境月間や秋の「不法投棄ゼロ作戦」強化週間における集中的なキャンペーンを実施します。また、県ホームページでの情報発信やテレビ、新聞等のマスメディアを活用した普及啓発にも積極的に取り組みます。

(事業例)

- 不法投棄ホットライン(県民からの通報窓口)の運営
- 「不法投棄ゼロ作戦」強化週間キャンペーンの実施
- 「環境の日・環境月間」における県内一斉パトロール等の実施
- 不法投棄廃棄物の一斉撤去(奈良県産業廃棄物協会、市町村等との連携)
- 県ホームページによる情報発信
- マスメディア(テレビ、新聞等)による普及啓発

## **5 災害廃棄物処理対策の推進**

### **<現状・課題>**

地震、風水害等による大規模な災害は、いつ発生するか予測できないこと、大量の災害廃棄物が発生することから、いかに事前の備えを整えられるかが課題となります。これまで、(一社)奈良県産業廃棄物協会をはじめとする関係4団体と災害廃棄物処理の協力協定、県内の全市町村等と「災害廃棄物等の処理に係る相互支援に関する協定書」を締結しました。

また、平成 28(2016)年3月に策定した「奈良県災害廃棄物処理計画」に基づき、大規模災害発生時に備える体制を整備・維持することを目的とした「奈良県災害廃棄物対策連絡会(県・市町村担当部課長会議)」を設置するとともに、県・市町村等合同による「教育・訓練」の実施や被災市町村が実施する災害廃棄物処理業務を発災初動期から緊急的に支援する「災害廃棄物処理緊急支援要員」を設置・任命するなど、平常時からの備えを進めてきました。

今後も、同計画に基づき、県内最大規模の災害を想定して、県・市町村等合同による教育・訓練の継続的な実施、及び広域的な相互支援体制の確立など、大規模な災害時に発生する災害廃棄物の処理体制の構築に取り組みます。

### **<目標>**

大規模な災害時に発生する災害廃棄物の処理体制を構築します。

## ＜小施策＞

### (1) 災害廃棄物処理の相互支援体制の整備

県内の全市町村等と締結している相互支援協定及び「奈良県災害廃棄物処理計画」(平成28(2016)年3月策定)に基づき、毎年、各市町村等の廃棄物処理施設の処理能力等を把握し、情報の共有を図りながら、民間業者の活用を含め、災害時の処理能力の向上及び相互支援体制の整備推進を図ります。

また、大規模災害に備えるためには、近畿圏を越えて中部圏や中国四国等との広域間の相互支援体制も必要になることから、「大規模災害発生時廃棄物対策近畿ブロック協議会」を通じて国、関係府県間等との連携を密にし、広域的な相互支援協定の締結に向けて積極的に取り組みます。

なお、大規模災害発生時に発生当初から被災市町村を緊急的に支援するために任命している「県災害廃棄物処理緊急支援要員」について、その体制を維持するとともに、市町村災害廃棄物処理担当者と連携・協働体制を構築します。

(事業例)

- 「奈良県災害廃棄物対策連絡会」の運営
- 災害廃棄物処理緊急支援要員の任命
- 県・市町村・関係機関・団体合同の教育・訓練の実施

### (2) 県災害廃棄物処理計画に基づく教育・訓練

大規模災害に備える体制を整備・維持するため、平常時から廃棄物処理等担当職員及び災害廃棄物処理緊急支援要員を対象に、県・市町村合同の「教育・訓練」を継続的に実施します。

また、教育・訓練を効果的に実施するとともに、その成果を共有するため、県・市町村による「奈良県災害廃棄物対策連絡会(県・市町村担当部課長会議)」を引き続き運営します。

(事業例)

- 「奈良県災害廃棄物対策連絡会」の運営
- 県・市町村・関係機関合同の教育・訓練の実施

### (3) 市町村の災害廃棄物処理計画の改訂促進

市町村における災害廃棄物処理計画は、より実効性のある計画への改訂を促進していきます。

(事業例)

- 市町村災害廃棄物処理計画の改訂促進

## 6 県・市町村の連携・協働の推進

### <現状・課題>

一般廃棄物処理は市町村の自治事務ですが、循環型社会の形成を推進するためには、市町村域を越えて、広域及び効果・効率的な事業規模や減量化・再生利用等のシステム構築などの観点から、県と市町村が、なお一層、連携・協働して施策を推進することが必要と考えます。

このことから、一般廃棄物処理の広域化や災害廃棄物処理体制の構築など、本計画に掲げる広域的な課題や県と市町村の連携強化が必要な課題の解決に向けて、県と市町村が連携・協働することにより、各種施策の推進に努めます。

### <目標>

県と市町村の連携・協働による効果・効率的なごみ処理を目指します。

### <関連指標>

指標設定の趣旨	指標項目	現況値 R6(2024)	目標値 R12(2030)
一般廃棄物処理の広域化を評価する指標として活用	一般廃棄物処理施設数	18	14

### <小施策>

#### (1) 災害廃棄物処理対策の推進(再掲)

(事業例)

- 「奈良県災害廃棄物対策連絡会」の運営
- 県・市町村・関係機関合同の教育・訓練の実施
- 市町村災害廃棄物処理計画の改訂を促進

#### (2) 安定的な一般廃棄物処理の継続支援

県全体で人口減少・高齢化が進行しており、特に南部地域では人口減少・高齢化が著しい状況です。そのため、今後、効率的な収集運搬が難しくなるにつれ、施設維持が困難になる可能性があります。ごみ処理施設の更新時期やごみ発生量の変化、地域特性等を考慮しながら、ごみ処理広域化を推進する市町村を支援します。

(事業例)

- ごみ処理広域化を推進する市町村への支援

#### (3) 廃棄物の減量化・再生利用の推進

廃棄物の減量化・再生利用を推進するため、特に、プラスチック類のリサイクル促進について、県・市町村の連携・協働による取組の充実を図ります。

(事業例)

- 各分野・業種の産業廃棄物の再生利用等実態調査
- リサイクル(再生利用)・リユース(再使用)を促進するための啓発、関連情報の発信

#### (4) 不法投棄・不適正処理対策の強化(再掲)

(事業例)

- 使用済家電等の回収事業者への立入調査・指導等の強化
- 「不法投棄ゼロ作戦」強化週間キャンペーンの実施
- 「環境の日・環境月間」における県内一斉パトロール等の実施
- 不法投棄廃棄物の一斉撤去(奈良県産業廃棄物協会、市町村等との連携)

## V 地域環境の保全

### 【施策の方向】

私たちの身の回りを取り巻く生活環境(水環境、大気環境、悪臭・騒音、土地利用など)は、県民の暮らしに直結する重要な基盤です。そのため、これらの保全や改善の取組を推進するとともに、地域に根差した歴史文化遺産や豊かな自然環境などの保全を進めることで、県民一人ひとりが心身とも健康で、快適に過ごすことができる環境を確保します。

### 【現況・目標値(指標設定による評価)】

指標設定の趣旨	指標項目		現況値 R6(2024)	目標値 R12(2030)	施策 体系
きれいな水が保たれているかを評価する指標として活用	水系毎の環境基準達成率 <sup>※1</sup> (達成箇所数/測定箇所数)	大和川水系	95.2%(20/21)	100%	水環境の保全
		淀川水系	71.4%(20/28)	100%	
		紀の川水系	100%(5/5)	100%	
		新宮川水系	81.8%(9/11)	100%	
生活排水対策の進捗を評価する指標として活用	汚水処理人口普及率	91.7%	97.2%		
水源の保水能力を評価する指標として活用	混交林への誘導整備面積(期間累計)		227ha	380ha	
きれいな水辺空間づくりの取組を評価する指標として活用	地域の河川サポート事業新規参加団体数(期間累計)		34 団体 [R2-R6]	40 団体 [R8-R12]	
きれいな大気が保たれているかを評価する指標として活用	大気環境基準達成率 <sup>※1</sup>	二酸化硫黄(SO <sub>2</sub> )	100%(8/8)	100%	大気環境の保全
		二酸化窒素(NO <sub>2</sub> )	100%(11/11)	100%	
		一酸化炭素(CO)	100%(4/4)	100%	
		浮遊粒子状物質(SPM)	100%(11/11)	100%	
		光化学オキシダント(O <sub>x</sub> )	0%(0/8)	測定数値に対する迅速な対応、情報提供を行う <sup>※2</sup>	
		微小粒子状物質(PM <sub>2.5</sub> )	100%(8/8)		
生活環境の保全対策の状況を評価する指標として活用	ダイオキシン類の環境基準達成率 <sup>※1</sup>		100%(8/8)	100%	生活環境の保全
	公害苦情件数(騒音、振動、悪臭等)		192 件 [R5]	件数の減	
田園里山の景観を守る取組を評価する指標として活用	担い手への農地集積率		21.4% [R5]	34.0% [R15]	景観の保全と創造
都市景観の向上及びその基盤となる活動を評価する指標として活用	都市計画区域内の住民 1 人あたりの都市公園等緑地面積		14.1 m <sup>2</sup> /人 [R5]	17.7 m <sup>2</sup> /人	
	馬見丘陵公園花サポーター(花緑ボランティア)登録者数		56 人/年	70 人/年	
	馬見丘陵公園来園者数		93.9 万人/年	120 万人/年	
自然景観を守る取組を評価する指標として活用	環境の保全を図る活動に関する地域貢献サポート基金補助事業数		56 件	75 件	
	県土に占める自然公園面積の割合		17.2%	17.2%	

※1:現況値の( )は、環境基準達成箇所数/測定箇所数

※2:数値目標の設定になじまないため、数値への対応を記載(ただし、実績値は評価する)

# 1 水環境の保全

## <現状・課題>

水質の汚濁状況を示す BOD 値の経年変化を見ると、大和川以外の3水系(紀の川、淀川、新宮川)については、概ね良好な水質状況になっています。大和川の水質については、本川の BOD 値が環境基準を満たすところまで改善されてきましたが、水質改善が進んでいない河川(支川)が一部存在するなど、さらなる取組が求められます。また、有害物質等の流出による水質汚染は、人の健康や、自然環境へ悪影響を及ぼすおそれもあるため、引き続き、有害物質等を使用する工場・事業所への定期的な立入検査及び適切な指導を実施するなどの水質汚染の未然防止対策が必要です。

大和平野では、降水量が少ないうえに、森林の荒廃、荒廃農地の増加、ため池の機能低下等により、森林の水源かん養機能や農地・ため池の保水能力の低下が進んでいます。河川の水量維持は、水質や景観の悪化、水辺の生態系への悪影響を防ぐためにも重要であり、対応が求められます。

さらに、都市化進展のなかで人々の暮らしと水辺の関わりが薄らぎ、喪失されてきています。水辺は自然やうるおいを感じさせ、憩いの場となるオープンスペースとして貴重な空間であるため、水辺空間のあり方を見直し、水辺の持つ様々な機能をまちづくりに活かしていくことが求められます。

## <目標>

人々の暮らしや多様な動植物の生命の源である「清らかで豊かな水」を守り、育みます。

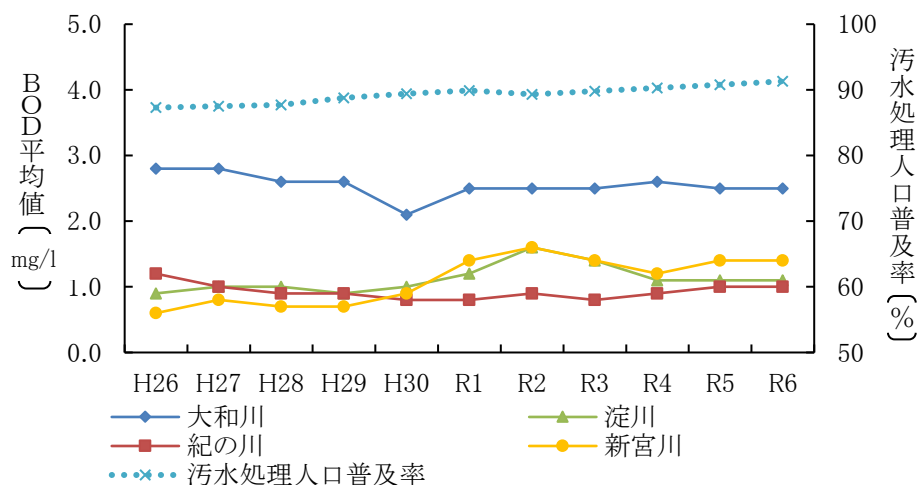
## <関連指標>

指標設定の趣旨	指標項目	現況値 R6(2024)	目標値 R12(2030)
きれいな水が保たれているかを評価する指標として活用	大和川水系 (類型 A~C)※	95.2%(20/21)	100%
	淀川水系 (類型 AA, A)※	71.4%(20/28)	100%
	紀の川水系 (類型 AA~B)※	100%(5/5)	100%
	新宮川水系 (類型 AA, A)※	81.8%(9/11)	100%
生活排水対策の進捗を評価する指標として活用	汚水処理人口普及率	91.7%	97.2%
水源の保水能力を評価する指標として活用	混交林への誘導整備面積 (期間累計)	227ha	380ha
きれいな水辺空間づくりの取組を評価する指標として活用	地域の河川サポート事業 新規参加団体数(期間累計)	34 団体 [R2-R6]	40 団体 [R8-R12]

※【類型毎の BOD 環境基準値】 AA:1mg/l A:2mg/l B:3mg/l C:5mg/l

きれい ←————→ 汚い

図5-5-1 各水系のBOD値と汚水処理人口普及率の推移



(出典:水・大気環境課、下水道マネジメント課)

## <小施策>

### (1) 水質の維持・改善

河川の水質汚濁の主要因である家庭からの生活排水対策を推進するため、下水道、合併処理浄化槽などの整備や下水汚泥の減量化に取り組むとともに、下水道接続や合併処理浄化槽の適正な維持管理・多様な主体の連携・協働による実践活動を促進します。また、汚いものを流さない習慣や河川空間を汚さない行動を定着させるため、イベント等を通じた県民意識の醸成にも取り組みます。

また、流域全体の水質保全を図るため、国・市町村等と連携した計画的な河川・湖沼・地下水等の水質監視を実施するとともに、事業活動等による水質汚染を未然に防止するため、関連法令、条例等に基づき、工場・事業場等の定期的な立入検査の実施や適切な指導を行います。

(事業例)

#### [1 生活排水対策の推進]

- 公共下水道整備・接続促進
- 合併処理浄化槽の整備・適正な維持管理の促進
- 下水処理施設の汚泥の減量化とエネルギー活用
- 環境イベント等の実施
- 多様な主体の連携・協働による実践活動の促進

#### [2 大和川の水質改善]

- 重点対策支川の対策促進
- 多様な主体の連携・協働による実践活動の促進
- 公共下水道整備・接続促進
- 合併処理浄化槽の整備・適正な維持管理の促進
- 各支川等の「水質マップ(見える化)」による啓発
- 環境イベント等の実施

### [3 清流吉野川の保全]

- 公共下水道整備・接続促進
- 合併処理浄化槽の整備・適正な維持管理の促進
- 市町村等と連携した啓発活動
- 環境イベント等の実施

### [4 流域・地域と連携した水質保全対策の推進]

- 国・市町村等と連携した水質監視
- 地域住民等と連携した河川清掃
- 河川パトロールによる異常水質等への対応

### [5 工場・事業場等の排水対策の推進]

- 工場・事業場等への立入検査
- 家畜排せつ物の適正管理の促進
- 農薬・化学肥料の適正使用の普及啓発
- ゴルフ場における農薬の適正使用等の指導・監視

## (2) 水量の確保と保水力の維持・向上

森林の有する水質浄化や水量調整などの水源かん養機能を向上させ、良質な水の安定的な供給を図るため、施業放置林の間伐等を実施するなど、健全な森林づくりを進めるとともに都市・農村での保水力向上を図るため、流域での雨水貯留浸透施設の整備、荒廃農地の発生防止・解消、老朽化の進んだため池の改修や多目的活用などを推進します。

また、河川の水量不足による水質や景観の悪化、水辺の生態系への悪影響を改善するための水量確保の対策を引き続き検討します。

(事業例)

#### [1 森林の保水機能の維持・回復]

- 施業放置林の解消
- 混交林化(恒続林化・自然林化)の推進
- 皆伐後再造林の促進

#### [2 都市・農村における保水力の向上]

- 奈良県平成緊急内水対策事業等による雨水貯留浸透施設の整備
- ため池の多面的機能の活用
- 農地の保水機能の保全
- 荒廃農地の発生防止
- 透水性舗装の推進

### [3 河川の水量確保]

- 農業用水等の利活用の検討・促進
- 吉野川の瀬切れの監視・対策
- 吉野川の水量確保対策

### (3) やすらぎの水辺空間の整備

地域と行政の積極的な連携と河川周辺の施設間の連携を図りながら、河川空間が持つ癒しなどの様々な機能をまちづくりに活かすことで、地域コミュニティの再生や子供から高齢者までがいきいきと暮らせる川辺のまちづくりを推進します。

また、「奈良県山の日・川の日」を啓発し、河川愛護の意識の醸成を図りながら、地域住民等による自主的・主体的な植栽整備や河川清掃・草刈り等を通して、アダプト活動による里川の再生に取り組めます。

(事業例)

- 地域住民等による河川等の植栽や管理
- 多様な主体の連携・協働による実践活動の促進
- 「奈良県山の日・川の日」など水循環・森林環境イベント等の実施(大和川一斉清掃等)
- ホテルの飛翔情報の提供

## 2 大気環境の保全

### <現状・課題>

大気中における二酸化硫黄(SO<sub>2</sub>)、二酸化窒素(NO<sub>2</sub>)、一酸化炭素(CO)等は、環境基準を達成していますが、光化学オキシダント(Ox)については、全ての測定地点で環境基準を達成していないことから、県民の健康被害の防止を図るとともに、原因解明に取り組む必要があります。また、大気汚染物質の固定発生源対策としては、工場・事業場に対する排出規制・指導を進めるとともに、自動車等の移動発生源対策にも取り組む必要があります。

酸性雨については、東アジア地域における大気汚染物質排出量の減少とともにpHの上昇の兆候がみられるものの、引き続き酸性化した状態であることから、実態把握を継続するとともに、さらに大気汚染物質の排出抑制を図る必要があります。

### <目標>

健康で安全な日常生活が営めるよう、きれいな大気環境の保全を進めます。

## <関連指標>

指標設定の趣旨	指標項目	現況値 R6(2024)	目標値 R12(2030)
きれいな大気が保たれているかを評価する指標として活用	二酸化硫黄(SO <sub>2</sub> )	100% (8/8)	100%
	二酸化窒素(NO <sub>2</sub> )	100% (11/11)	100%
	一酸化炭素(CO)	100% (4/4)	100%
	浮遊粒子状物質(SPM)	100% (11/11)	100%
	光化学オキシダント(Ox)	0% (0/8)	測定数値に対する迅速な対応、情報提供を行う <sup>※2</sup>
	微小粒子状物質(PM <sub>2.5</sub> )	100% (8/8)	

※1:現況値の( )は、環境基準達成箇所数/測定箇所数

※2:数値目標の設定になじまないため、数値への対応を記載(ただし、実績値は評価する)

## <小施策>

### (1) 大気汚染物質対策

大気環境の保全を図るため、大気汚染防止法及び生活環境保全条例に基づき、工場・事業場等からの監視・指導を徹底し、高濃度時には迅速・的確な措置を講じます。また、自動車等の移動発生源からの排出抑制対策として、EV・FCV等次世代自動車の導入を促進するとともに、公共交通機関や自転車の利用促進、交通管制システムの高度化等の交通円滑化対策による道路交通の渋滞解消、及び農産物等の地産地消の推進などに取り組みます。

(事業例)

- 大気汚染物質の常時監視
- 工場・事業場の指導等
- EV・FCV等次世代自動車の普及促進
  - ・県内公共交通におけるEV・FCV等の導入促進
  - ・FC商用車の導入支援及び水素ステーションの整備
  - ・目的地における充電設備の整備
  - ・充電インフラの維持
- エコドライブの推進
- 移動ニーズに対応する公共交通の維持確保及び利用促進
- 地域の主要渋滞箇所における渋滞対策の推進
- 交通円滑化対策の推進
- 自転車周遊環境の整備推進
- ぐるっとバスの運行など奈良中心市街地における公共交通の利用環境の向上
- 農産物等の地産地消の推進

## (2) 光化学オキシダント及び微小粒子状物質(PM<sub>2.5</sub>)対策

光化学オキシダント及び微小粒子状物質(PM<sub>2.5</sub>)への対策として、常時監視によるデータの蓄積や成分分析による原因解明を行うとともに、県民の健康被害の未然防止のため、高濃度時には県民に一斉メールを配信するなど迅速・的確な対応を図ります。

(事業例)

- 大気汚染物質の常時監視
- 光化学スモッグ注意報等の迅速な対応
- 微小粒子状物質(PM<sub>2.5</sub>)に係る「注意喚起のための暫定的な指針」に基づく迅速・的確な対応
- 光化学オキシダント及び微小粒子状物質(PM<sub>2.5</sub>)の高濃度要因の解明に向けた調査研究

## (3) 酸性雨対策

酸性雨の実態及び長期的な影響を把握するため、国及び他府県等と連携した酸性雨モニタリング調査を実施するとともに、県内における原因物質の排出抑制に係る取組を推進します。

(事業例)

- 酸性雨モニタリング調査
- 工場・事業場の指導等

## 3 生活環境の保全

### <現状・課題>

私たちの日常生活や事業活動において、その利便性から直接・間接を問わず多くの化学物質が使用されていますが、それらが環境中に漏出した場合には、人の健康や生態系に影響を及ぼすおそれがあります。県では、環境中におけるダイオキシン類等の調査を行っていますが、全ての地点で環境基準を達成しています。

一方、化学物質による環境汚染を未然に防止するためには、それらが環境に与える影響を評価し、実態を把握したうえで適切に管理するとともに、環境中への排出量を減らし、環境リスクを総合的に低減させていくことが重要です。アスベストについては、建物解体時等の適正処理を確保するとともに、健康相談の実施や適切な情報提供などにより、県民の健康被害に対応していくことが求められています。

土壌汚染や騒音・振動・悪臭についても、事業場等に対して規制、指導を行っていく必要があり、また、周辺環境に影響を及ぼす可能性のある土地の改変についても監視・指導の強化が必要です。放射性物質については、引き続き、大気や土壌などの放射線量を定期・定点で測定・監視を行うとともに、その測定結果の情報提供を行い、県民の安全・安心を確保する必要があります。

### <目標>

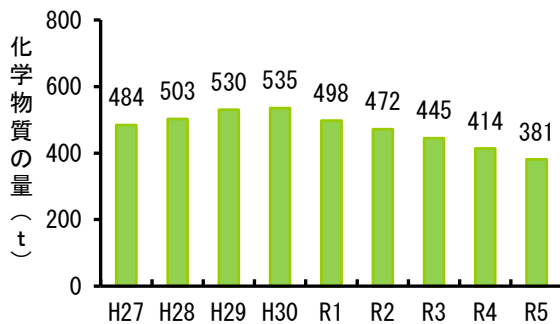
健康で安全な日常生活が営める生活環境を確保します。

## <関連指標>

指標設定の趣旨	指標項目	現況値 R6(2024)	目標値 R12(2030)
生活環境の保全対策の 状況を評価する指標とし て活用	ダイオキシン類の環境基準達成率※	100% (8/8)	100%
	公害苦情件数(騒音、振動、悪臭等)	192件 [R5]	件数の減

※:現況値の( )は、環境基準達成箇所数/測定箇所数

図5-5-2 環境中に排出される化学物質の量(t)



(出典:水・大気環境課)

### (1) 化学物質対策

化学物質等による健康被害や環境汚染を未然に防止するため、ダイオキシン類等のモニタリング調査を実施するとともに、アスベスト・PCB 廃棄物の適正処理等についての監督・指導を徹底します。PFAS などの新規の汚染が懸念される物質については、毒性や健康影響の知見に係る国の対応状況や、公共用水域及び地下水等でのモニタリング調査結果を適切に情報発信します。

(事業例)

- ダイオキシン類のモニタリング調査
- アスベストや PCB 等廃棄物の適正処理の促進
- PFAS 等の新規の汚染が懸念される物質の科学的知見の収集及び適切な情報発信
- 土壌汚染対策の推進
- OPRTR 制度による事業者等の化学物質の自主的管理の促進

### (2) 騒音・振動・悪臭対策

騒音、振動、悪臭による被害を出さないため、法令等に基づき、市町村に対する助言と緊密な連絡調整を図りながら、工場や事業場、建設作業に対する規制、指導を行います。

(事業例)

- 自動車騒音の常時監視
- 家畜排せつ物の適正管理の指導

### (3) 土地の改変に係る監視・指導

土地の改変に関し、無許可・無届事案、許可・届出済箇所での新たな違反行為を早期に把握し、連携対応するため監視を強化します。

(事業例)

- 土地規制法所管所属の横断的な連携による監視・指導
- 協定に基づく市町村との協働監視の実施(土砂条例を制定している 13 市町村)
- 衛星写真による土地改変箇所のスクリーニング
- ヘリコプターによるスカイパトロール
- 民間警備会社による監視パトロール

### (4) 放射線モニタリングの実施

平常時の人への実効線量の算定の基礎資料を得ること、国内における原子力災害等による空間放射線量率の上昇を把握すること、又県民の安全・安心を確保するため、引き続き、大気や土壌などの放射線量の測定・監視を行うとともに、その測定結果を情報提供します。

(事業例)

- 放射線量の常時監視

## 4 景観の保全と創造

### <現状・課題>

本県は、世界に誇る多くの歴史文化遺産と豊かな自然環境に恵まれ、これらが一体になった歴史的風土と人々の営みとを調和させようとするたゆまない努力によって、美しい景観が守り育てられてきました。

一方で都市化の進行や生活様式の変化等により、本県固有の歴史的景観が失われつつあり、また都市部以外でも、過疎・高齢化などによる荒廃農地や手入れされていない森林の増加、集団的に樹木を枯死させる森林病虫害や野生動物による食害などの課題もあり、美しい田園・里山景観の美しさが損なわれつつあります。

そのため、これらの景観資源を、地域と連携・協働して、保全・再生していくことが求められます。また、これらの資源を活用した地域づくり等の取組により、地域の持つ魅力を向上させ、次の世代に引き継いでいくことが重要です。

### <目標>

世界に誇る歴史文化遺産とともに、豊かな自然、田園・里山風景が広がる県内各地において、四季折々に彩られる景観を守りながら、国際的な歴史文化交流拠点「奈良県」にふさわしい景観を創り育て、未来につなげていきます。

## ＜関連指標＞

指標設定の趣旨	指標項目	現況値 R6(2024)	目標値 R12(2030)
田園・里山の景観を守る取組を評価する指標として活用	担い手への農地集積率	21.4% [R5]	34.0% [R15]
都市景観の向上及びその基盤となる活動を評価する指標として活用	都市計画区域内人口1人あたりの都市公園面積	14.1 m <sup>2</sup> /人 [R5]	17.7 m <sup>2</sup> /人
	馬見丘陵公園花サポーター(花緑ボランティア)登録者数	56 人/年	70 人/年
	馬見丘陵公園来園者数	93.9 万人/年	120 万人/年
	環境の保全を図る活動に関する地域貢献サポート基金補助事業数	56 件	75 件
自然景観を守る取組を評価する指標として活用	県土に占める自然公園面積の割合	17.2%	17.2%

## ＜小施策＞

### (1) 歴史的景観の保全と活用

歴史文化遺産とその周辺地域を含めた景観を本県固有の歴史的景観として保全・活用することにより、国内外から注目される観光資源としての魅力向上を図るとともに、より快適な奈良らしい生活空間づくりを目指します。

(事業例)

- 奈良公園・周辺の魅力向上・環境改善
- 平城宮跡歴史公園の整備
- 世界遺産等の保全・活用
- 文化的景観・伝統的建造物群・名勝(庭園、橋梁)の保護の推進
- 歴史的風土特別保存地区内の土地買入・管理
- 県景観資産のPR
- 滞在型観光の推進

### (2) 田園・里山景観の形成と活用

美しい田園風景を維持・形成するため、優良農地の保全を図るとともに、新規参入者の就農や意欲ある担い手の育成を図ります。また、放置され荒廃した里山等においては、森林の整備や利活用を図るなど、地域ぐるみで田園・里山を守り・育むための取組を推進します。加えて、棚田をはじめ地域における田園・里山の景観を地域の魅力資源として捉え、それらを活用した地域づくりや観光の振興に取り組みます。

(事業例)

- 特定農業振興ゾーンの整備
- 荒廃農地の発生防止
- 農業の担い手支援の推進

- 農地及び農業用施設の保安全管理
- 中山間地域での農業生産活動への支援
- 森林や山村における多面的機能の発揮に係る対策の推進
- 棚田地域の保全と活用
- 農家民宿等の促進
- 農業体験交流型イベントの実施
- 「歩く・なら」観光の推進
- 県景観資産のPR

### **(3) 都市景観の創造**

市街地や幹線道路などの沿道において、周辺の歴史的・伝統的な景観資源や自然環境との調和を保ちながら、地域の個性に応じた魅力ある景観づくりを推進します。

また、誰もが身近に親しめ、憩いとやすらぎを感じられるような緑の空間を形成するため、都市公園の整備や「エコオフィス宣言」等による屋上・敷地内緑化を促進するとともに、緑化イベントの開催や様々な情報発信により、緑を育てる県民意識の醸成を図ります。

さらに落書きやポイ捨てのない、きれいなまちづくりに向けて、多様な主体の連携・協働を図りながら、県内各地での美化啓発・実践活動の促進を図ります。

(事業例)

#### [1 都市・沿道景観の形成]

- 違反広告物の是正指導及び違反簡易広告物の除却
- 景観保全型広告整備地区の指定の推進
- 奈良県景観計画による建築物の外観等についての規制・誘導
- 花緑による魅力動線づくり
- 地域住民・地域団体等が連携・協働する道路の維持管理(植栽、草刈・清掃)の促進

#### [2 憩いのある緑の空間の形成]

- 都市公園の整備
- 都市公園の適正な管理
- 地域や各住戸での緑化の促進

#### [3 緑を育てる仕組みづくり]

- 屋上緑化の促進
- 地域や各住戸での緑化の促進
- 地域の緑化活動に対する助成(緑の募金運動など)
- 花と緑を育てる県民意識の醸成(奈良県立都市公園緑化基金の活用)
- 花と緑に親しむ講習会など機会の提供

#### [4 市街地内農地の活用]

- 生産緑地地区の保全

[5 多様な主体による景観保全活動の促進]

- 県民参加型クリーンアップ運動の促進
- 地域住民等による道路・河川等の植栽・管理の促進
- 多様な主体の連携・協働による実践活動の促進

**(4) 自然景観の保全と再生**

県土の2割を超える自然公園(17.2%)や自然環境保全地域等(3.4%)での一定の行為を規制するとともに、保全するための取組を推進します。また、春日山原始林をはじめ県内各地で発生している立ち枯れやナラ枯れの対策を図るとともに、自然環境の再生に向けて、森林における生態系の保護管理や野生動物による食害対策、間伐を中心とした保育の実施、皆伐後の再造林、現地の状況に応じた多様な手法による混交林への誘導等の森林施業を促進します。

(事業例)

[1 自然環境の保全]

- 自然公園の保全
- 名勝や県自然環境保全地域の保全

[2 自然環境の再生]

- 春日山原始林、大台ヶ原、吉野山桜樹林等の保護・再生
- 森林病虫害防除の実施
- 名勝(峡谷、山岳等)の保護の推進
- 美しい水辺景観と周辺環境の保全

[3 森林施業の促進]

- 施業放置林の解消
- 混交林化(恒続林化・自然林化)の推進
- 皆伐後再造林の促進

**5 環境保全の基盤的スキームの推進**

**<現状・課題>**

今日の環境問題は複雑多様化していることから、従来からの直接的な規制方法だけでなく、環境影響評価による予防的・予見的手法の活用が重要となっています。県では、環境影響評価条例を制定し、一定の要件を満たす大規模な開発事業等の実施に際しての環境影響評価を事業者が義務づけています。また、開発事業者自らが自主的・積極的に環境配慮を行えるよう「環境配慮指針」を定めるとともに、「公共事業に関する環境配慮指針」を作成し、環境負荷の低減に取り組んでいます。

また、公設試験研究機関における環境の監視・測定体制を強化するとともに、各機関が連携しながら調査研究をさらに充実化させていく必要があります。

## <目標>

一定の開発行為において環境配慮の徹底を確保します。

## <小施策>

### (1) 環境影響評価制度の推進

大規模な開発行為等による環境汚染や自然環境の破壊などを未然に防止するため、環境影響評価制度の適切な運用や普及啓発に取り組みます。また、法・条例が適用されない小規模な開発行為の実施にあたっては、環境に配慮した取組が行われるよう、県が独自に作成した「環境配慮指針」の普及・啓発を図ります。

(事業例)

- 環境影響評価制度の適切な運用
- 環境配慮指針の普及啓発

### (2) 環境に関する調査研究の推進

複雑化した環境問題を解決していくため、公設試験研究機関の各分野における共同研究等により、環境分野に関わる調査研究機能や技術開発体制の強化を図るとともに、相互の連携を推進します。また、国、地方公共団体、大学、民間の研究機関等との連携を図り、情報交換・共同研究を推進します。

(事業例)

- 公設試験研究機関における調査研究
- 国等他の研究機関との連携・情報交換・共同研究推進
- 研究成果の県民・事業者への還元